

四国一小さくて、四国一魅力的なまち

田野町第3次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画

第2期田野町自殺対策計画
第1期田野町成年後見制度利用促進基本計画
第1期田野町男女共同参画推進計画
第1期田野町再犯防止推進計画
第1期田野町犯罪被害者等支援計画

令和7年3月

田 野 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の背景及び趣旨	1
2. 計画の法的根拠	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画策定に向けた取り組み及び体制	5
第2章 田野町の地域福祉を取り巻く状況と課題	7
1. 人口の推移	7
2. 世帯の状況	9
3. ひとり親世帯の状況	10
4. 人口動態の状況	10
5. 要支援・要介護認定者の状況	11
6. 子どもの状況	12
7. 障がい者の状況	12
8. 就業状況	16
9. 自殺の状況	17
10. 再犯防止を取り巻く状況	17
11. 生活保護受給者等の状況	19
12. 地域の援助体制と社会資源の状況	20
13. 田野町社会福祉協議会の取り組み	23
14. 「地域福祉」を考える住民アンケート調査結果（抜粋）	29
15. 関係団体調査結果（抜粋）	46
16. 第2次計画の取り組み状況	49
第3章 田野町の目指す方向	52
1. 基本理念	52
2. 基本目標と施策体系	53
第4章 具体的な取り組みと今後の方向性	57
基本目標1. 誰もが安心して楽しく暮らせる地域づくり	57
基本目標2. 元気で支え合うぬくもりのある地域づくり	62
基本目標3. つながるネットワークづくり	64
基本目標4. 誰も取り残さない地域づくり	65
第5章 計画の推進に向けて	79
1. 計画の推進体制	79
2. 計画の周知	79
3. 計画の進行管理と評価	79
第6章 参考資料	80
1. 田野町地域福祉計画策定委員会設置要綱	80
2. 田野町地域福祉計画策定委員会名簿	81

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の背景及び趣旨

近年、地域における福祉課題は、価値観の多様化や地域社会の変容等により、地域からの孤立、生きづらさ、高齢者や子どもに対する虐待、ごみ屋敷に代表されるセルフネグレクト、家族が抱える 8050 問題、ダブルケアやヤングケアラー、依存症に関係したメンタルヘルスといったように、課題が複雑化・複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

これまでの社会福祉制度は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、それぞれの分野に分かれているため、「縦割り」的な側面が多くみられ、また、「支援する側」と「支援される側」というような区分けも存在していました。しかし、地域社会においては、「支援しながら支援される」、「支援されながら支援する」ということも実際に起こりうることです。同じ悩みを持つ人が対等な立場で話を聞き合い、共感し、仲間同士で支え合うこと等も想定されます。

こうしたなか、国では、制度間の連携を強化するとともに、制度の狭間で支援から取り残される個人・世帯がないように、包括的な支援体制を構築することを推進しています。また、そのように公的な支援制度の充実を図ることに加えて、地域の人々や様々な活動団体がつながり、活躍の場や役割を持ちながら支え合う地域をともにつくる「地域共生社会」の実現を目指して取り組むことが示されています。

田野町（以下、「本町」という。）では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 31 年 3 月に「田野町第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者等の主体的な福祉への取り組み支援等の施策を進めてきましたが、令和 6 年度が計画の見直しの時期になっていることから、本町における課題を再度整理し、「田野町第 3 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

さらに、本計画においては、第 2 次計画に引き続き、「自殺対策計画」を位置づけるとともに、新たに、「成年後見制度利用促進基本計画」、「男女共同参画推進計画」、「再犯防止推進計画」、「犯罪被害者等支援計画」を包含して策定することとしています。

2. 計画の法的根拠

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画*」とは、「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、各市町村が策定します。

また、同計画では、次の 5 つの事項を踏まえ、具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画*」とは、社会福祉協議会が中心となって取り組み、地域住民や地域において、社会福祉に関する活動を行う者と社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画（具体的な取り組みを示すもの）です。

コラム

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための具体的な取り組みを示す「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所等、地域に関わるすべてのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。

(3) 自殺対策計画とは

「地域自殺対策計画」とは、自殺対策基本法第13条第2項に規定されており、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進するために策定するものです。

(4) 成年後見制度利用促進基本計画とは

「成年後見制度利用促進基本計画」とは、成年後見制度利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第14条第1項に規定されており、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

(5) 男女共同参画推進計画とは

「男女共同参画推進計画」とは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されており、本町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

さらに、この男女共同参画推進計画には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画としても位置づけて策定します。

(6) 再犯防止推進計画とは

「再犯防止推進計画」とは、再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）第8条に規定されており、再犯の防止等に関する施策の推進のための計画を定めるよう努めるものです。

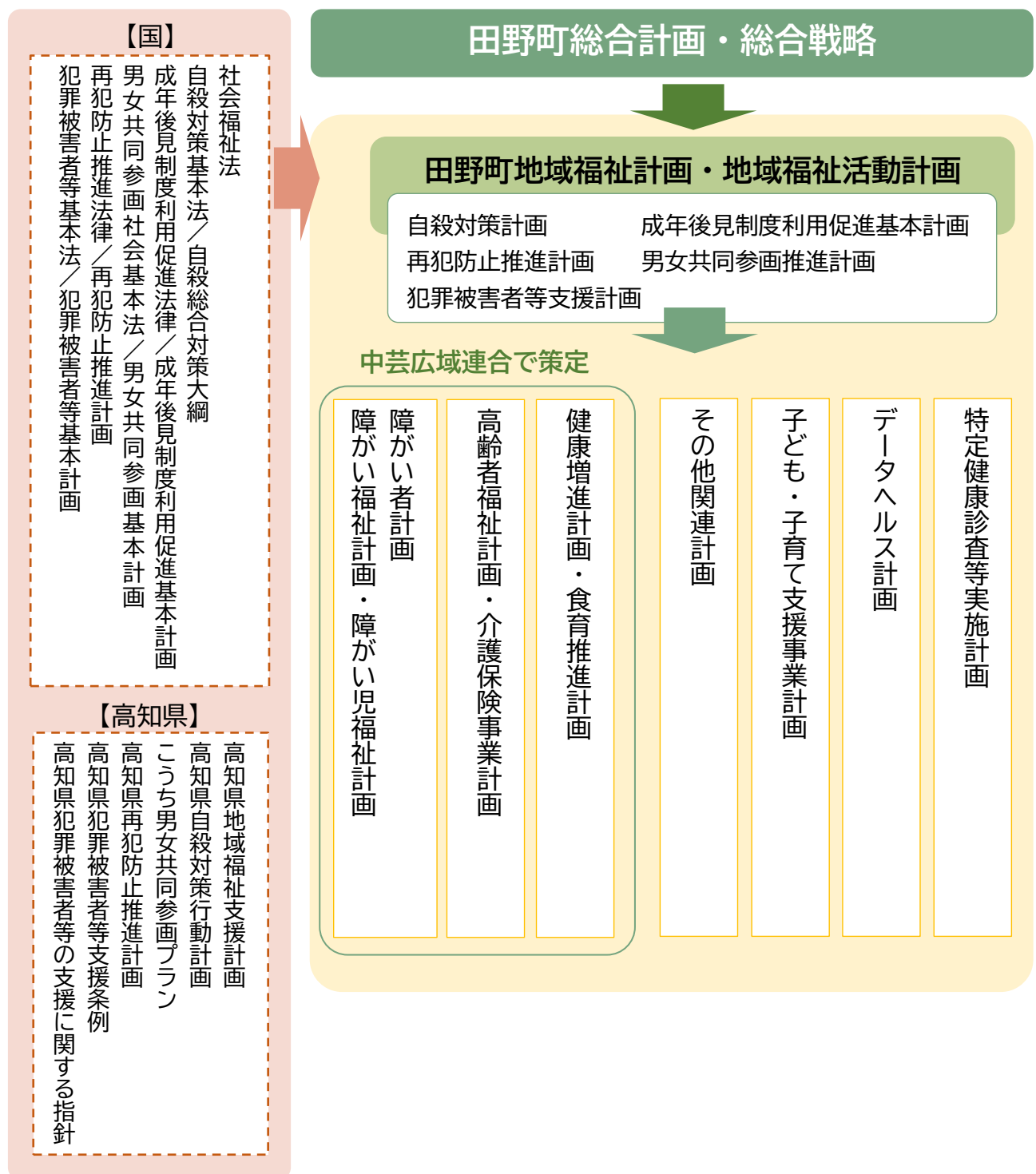
(7) 犯罪被害者等支援計画とは

「犯罪被害者等支援計画」とは、国の犯罪被害者等基本法、高知県犯罪被害者等支援条例により、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、本町における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

3. 計画の位置づけ

本町における福祉関係計画には子ども・子育て支援事業計画、特定健康診査等実施計画等があります。また、中芸広域連合で策定している健康増進計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画についても関係する計画となっています。

本計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、整合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域において、より効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。



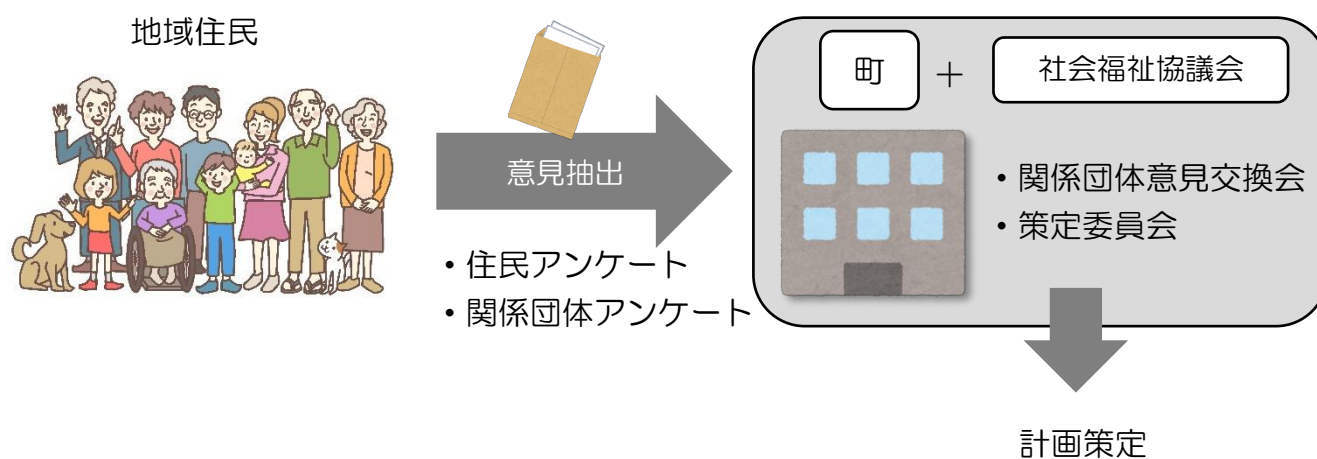
4. 計画の期間

計画期間は、令和7年度を初年度とし、目標年次を令和11年度とする5か年の計画です。

また、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第2次		1年延長	第3次田野町地域福祉計画・地域福祉活動計画					次期計画		
		見直し					見直し			

5. 計画策定に向けた取り組み及び体制



(1) 田野町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定においては、幅広い関係者の参画により、本町の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要です。そのため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、地域の代表者等の積極的な参加を得て、「田野町地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や住民の意見を広く反映させながら計画策定を行います。

	日程	内容
1回目	令和6年9月17日（火）	・アンケート調査の実施について ・計画策定の概要について ・計画書骨子案について
2回目	令和6年12月26日（木）	・計画素案について
3回目	令和7年3月3日（月）	・パブリックコメントについて ・計画書承認について

(2) 田野町の「地域福祉」を考える住民アンケート調査の実施

本町にお住まいの 18 歳以上 80 歳以下の 1,000 人（無作為抽出）に対してアンケート調査を実施し、福祉サービスに対するニーズや福祉意識、地域福祉活動への参加意向や状況、自殺対策、再犯防止、成年後見制度等に関するご意見等の把握を行い、本計画の見直しのための基礎資料としました。

調査期間	令和 6 年 7 月 8 日（月）～令和 6 年 7 月 31 日（水）
実施方法	郵送配付、郵送回収
回収状況	408 件（回収率 40.8%）

(3) 関係団体調査の実施

計画策定にあたって地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、関係団体調査を実施しました。

調査期間	令和 6 年 9 月 17 日（火）～令和 6 年 10 月 18 日（金）
実施方法	郵送配付、郵送回収、一部手渡しによる配付、回収
回収状況	11 件（回収率 100.0%）

第2章 田野町の地域福祉を取り巻く状況と課題

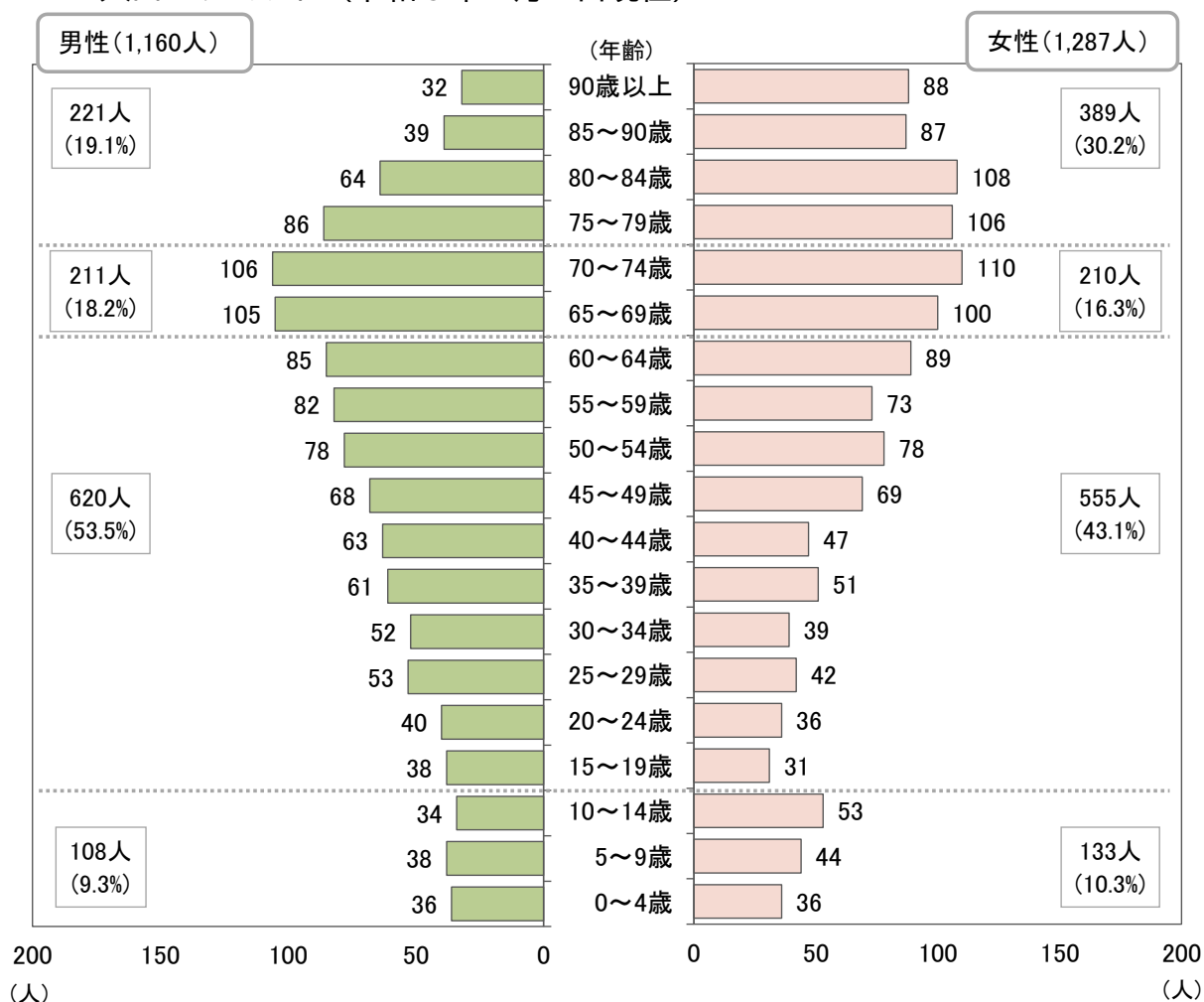
1. 人口の推移

(1) 人口ピラミッド

本町の令和6年4月1日現在の総人口は2,447人となっており、男性より女性が多くなっています。

また、男性・女性ともに、70～74歳人口（男性106人、女性110人）が最も多く、次いで男性では65～69歳が105人、女性では80～84歳が108人と続いています。

人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）



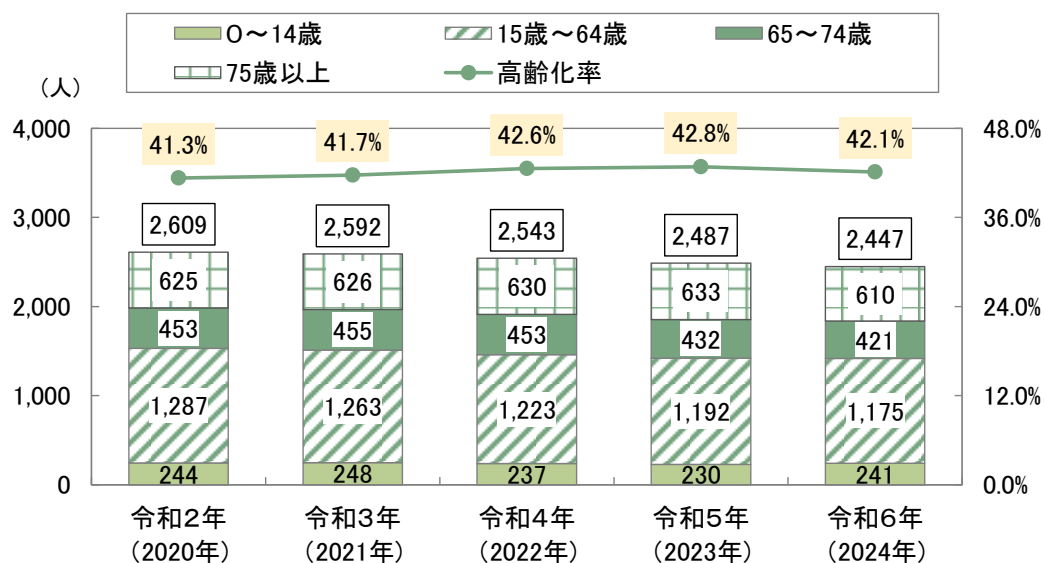
出典：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(2) 総人口の推移

本町の総人口は、令和2年の2,609人から令和6年にかけて162人減少しており、特に15歳～64歳（生産年齢人口）において減少しています。0歳～14歳（年少人口）はほぼ横ばい、65～74歳（前期高齢者）は令和3年以降減少、75歳以上（後期高齢者）は令和5年までは増加傾向で推移し、その後は減少に転じています。

高齢化率は令和5年まで増加傾向で推移していましたが、令和6年に減少し、42.1%となっています。

総人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

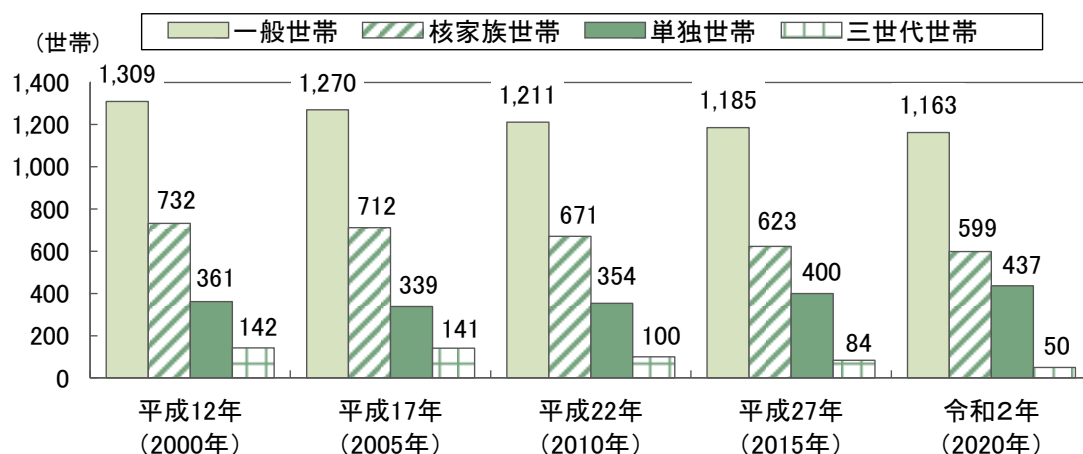
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本町の一般世帯数は、平成12年の1,309世帯から減少傾向で推移しており、令和2年に1,163世帯と、146世帯減少しています。

また、世帯類型別では、核家族世帯数、三世帯世帯数は減少している一方、単独世帯数は平成17年以降増加傾向で推移しています。

□■世帯数の推移



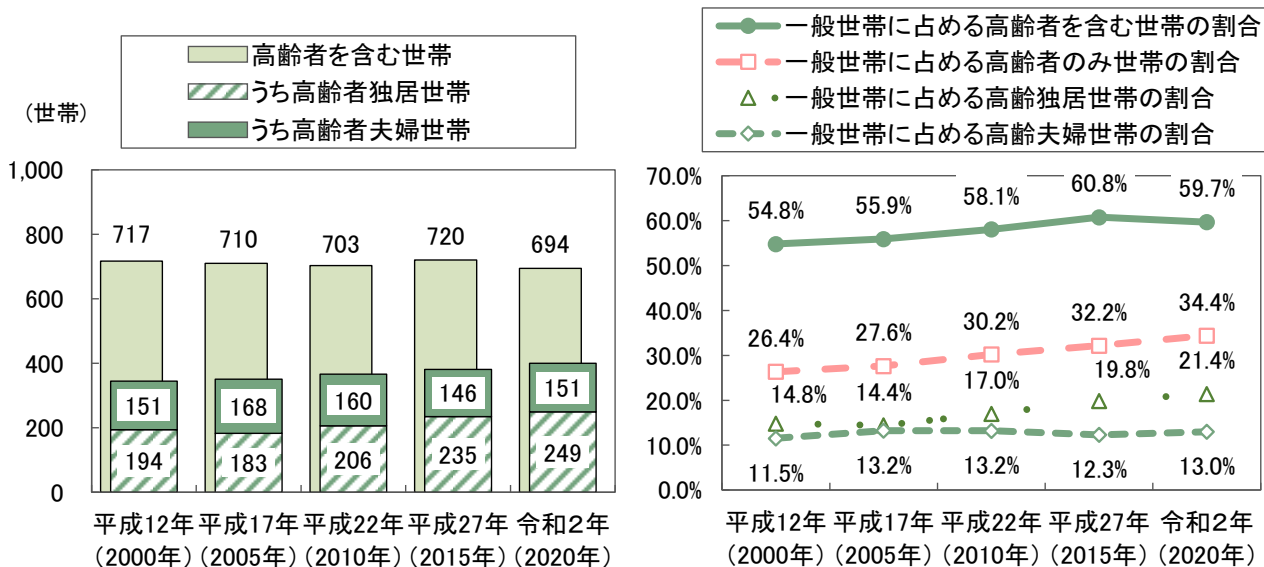
出典：国勢調査

(2) 高齢者世帯数の推移

本町の高齢者を含む世帯は、一般世帯全体の半数以上を占めており、令和2年には694世帯となっています。

また、そのうち高齢者のみの世帯は一般世帯全体の34.4%を占めています。

□■高齢者世帯数の推移

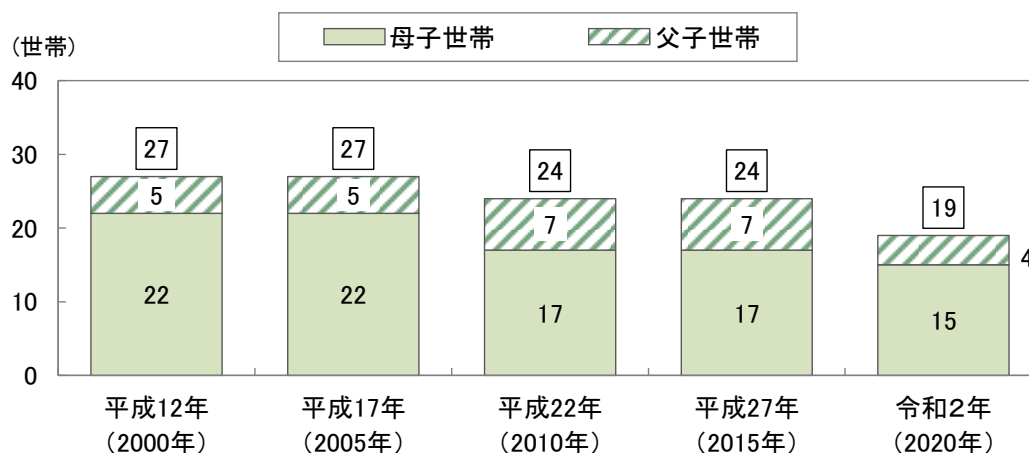


出典：国勢調査

3. ひとり親世帯の状況

本町のひとり親世帯数は、令和2年で母子世帯が15世帯、父子世帯が4世帯となっています。

□■ひとり親世帯数の推移



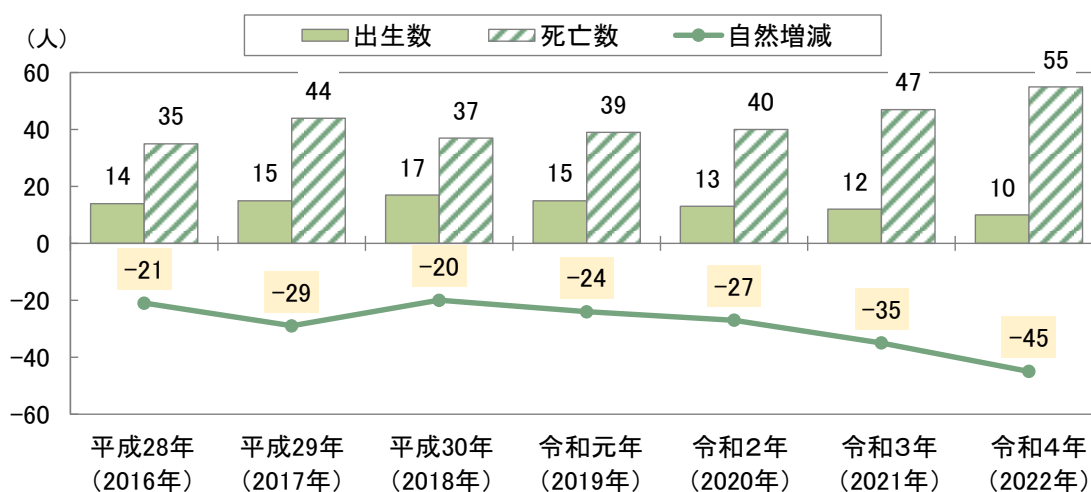
出典：国勢調査

4. 人口動態の状況

（1）自然動態の推移

出生数から死亡数を差し引いた自然増減は自然減が続いており、令和4年では45人減となっています。

□■自然動態の推移

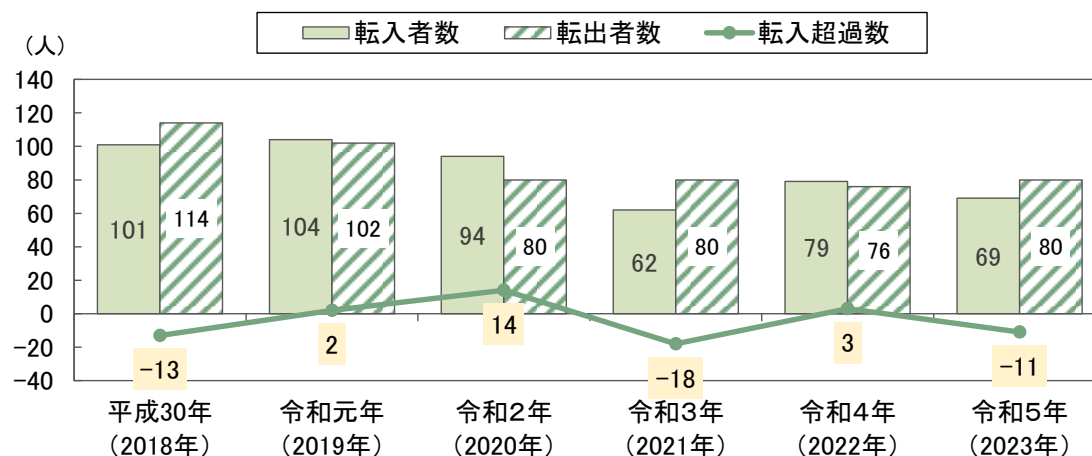


出典：人口動態調査

(2) 社会動態の推移

転入から転出を差し引いた社会増減は、年により増減を繰り返しています。

社会動態の推移



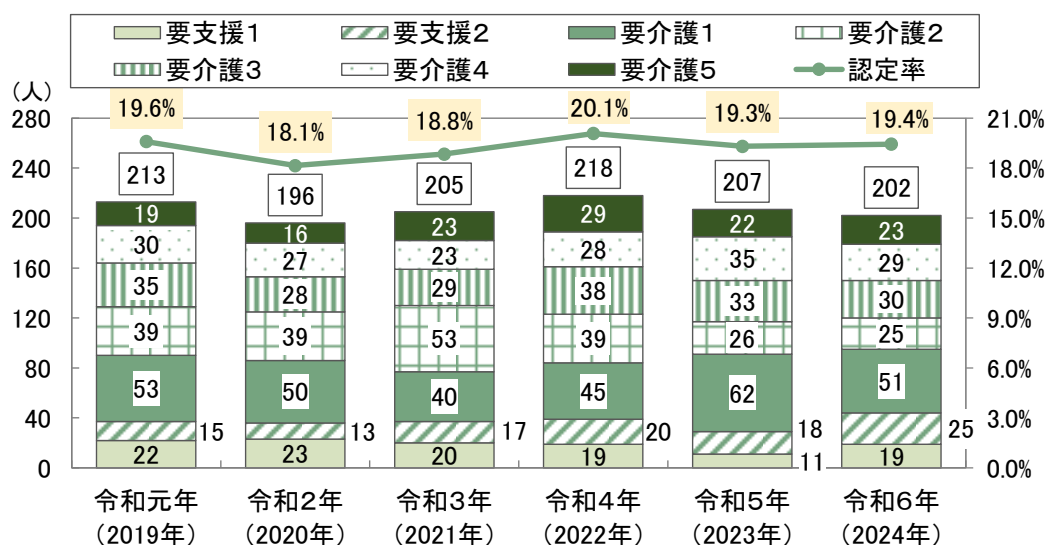
出典：住民基本台帳人口移動報告

5. 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護度別認定者数及び認定率は、年により増減があり、令和6年には認定者数 202 人、認定率 19.4%となっています。

また、要支援1から要介護2の比較的軽度の人が認定者全体の約6割を占めています。

要介護度別認定者数の推移



出典：中芸広域連合 介護サービス課(各年3月31日現在)

6. 子どもの状況

本町では、令和3年度末まで認可保育所（1園）、幼稚園（1園）で教育・保育事業を実施していましたが、令和4年度より津波対策として町立の田野保育所と田野幼稚園を同町赤地の高台へ移転・統合し、「幼保連携型認定こども園」として実施しており、令和5年度末現在で79人の園児が通っています。

また、小学校児童数は増加傾向、中学校生徒数は減少傾向で推移しています。

（単位：人）

区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所 園児数	20	32	31		
幼稚園 園児数	52	53	50		
認定こども園 園児数				81	79
小学校 児童数	95	97	103	108	108
中学校 生徒数	46	47	43	41	35

出典：保育所・幼稚園・認定こども園は田野町教育委員会（各年度3月31日現在）

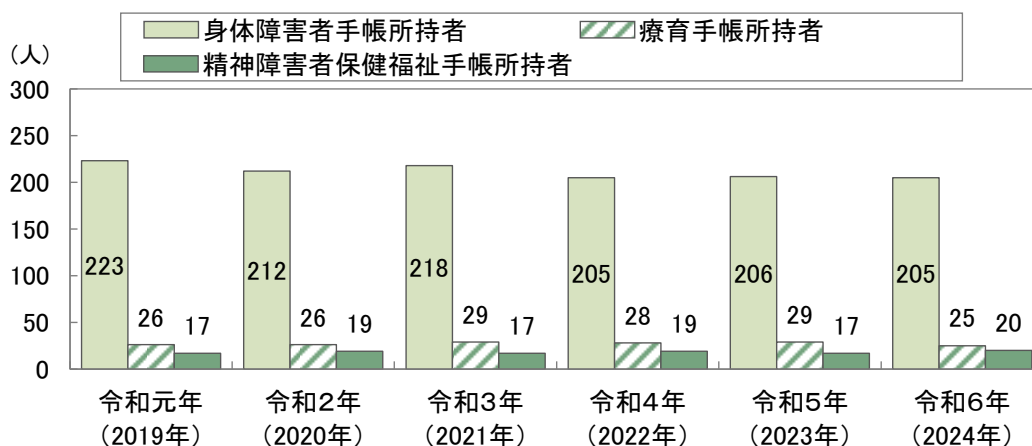
小学校・中学校は学校基本調査（各年度5月1日現在）

7. 障がい者の状況

（1）障がい者手帳交付者数（総数）の状況

障がい者手帳交付者は、すべての手帳種別で年により増減がありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数はほぼ横ばいで推移しています。身体障害者手帳交付者数は令和元年の223人から18人減少し、令和6年に205人となっています。

□■3障がい別の手帳交付者の推移



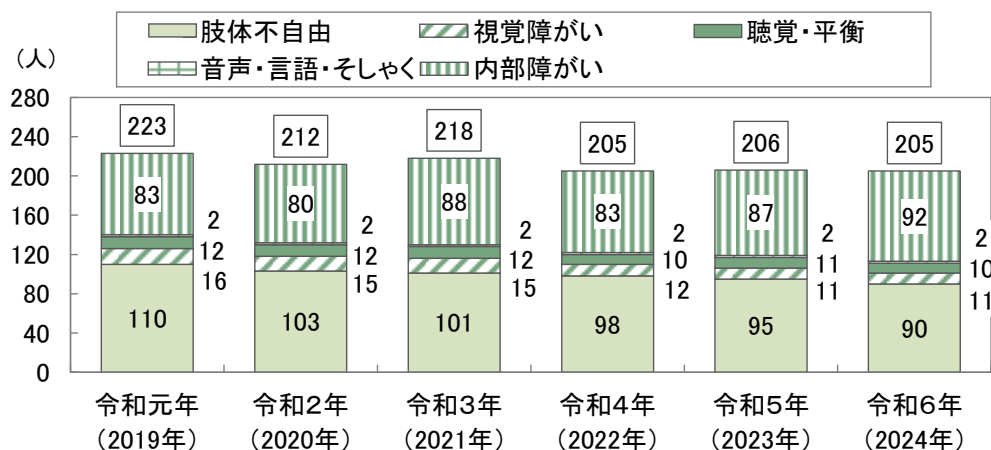
出典：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者を障がい種別にみると、令和6年では内部障がい92人、肢体不自由が90人と他の種別と比較して多くなっています。

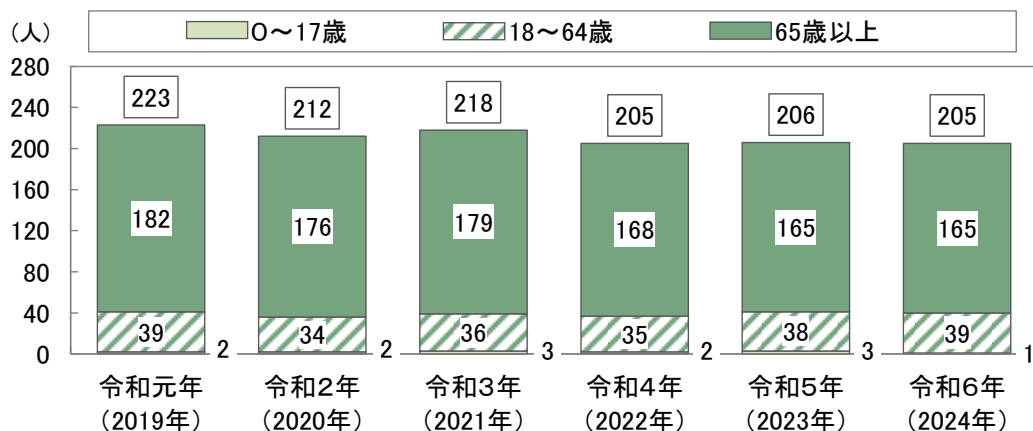
年齢別にみると、交付者の大半は65歳以上の高齢者が占めており、等級別では、4級が70人程度と他の等級に比べて多く、次いで1級が50人程度となっています。

障がい種別身体障害者手帳交付者数の推移



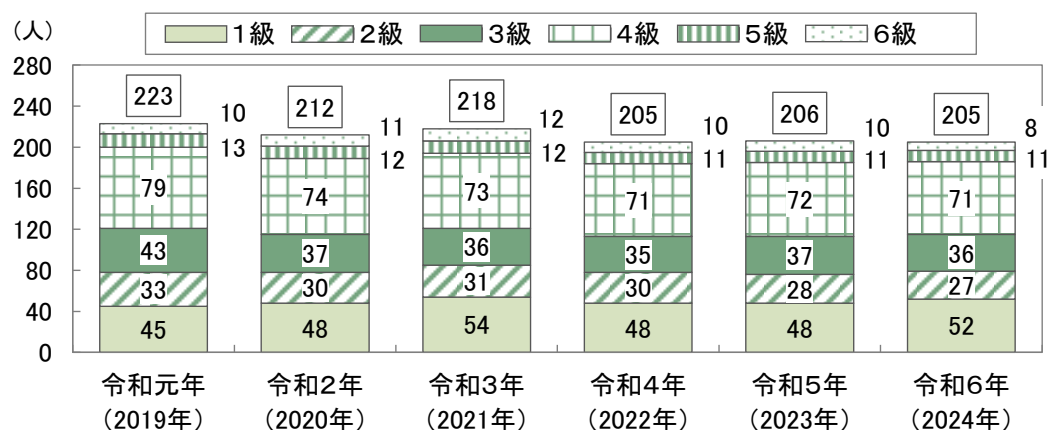
出典：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（各年3月31日現在）

年齢別身体障害者手帳交付者数の推移



出典：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（各年3月31日現在）

等級別身体障害者手帳交付者数の推移



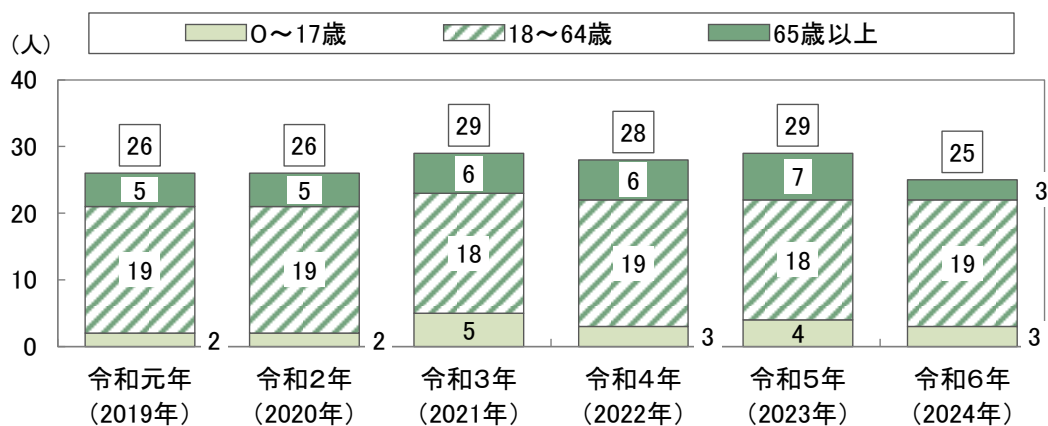
出典：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（各年3月31日現在）

(3) 療育手帳交付者の状況

療育手帳交付者を年齢別にみると、18～64歳の交付者が多く、20人程度で推移しています。

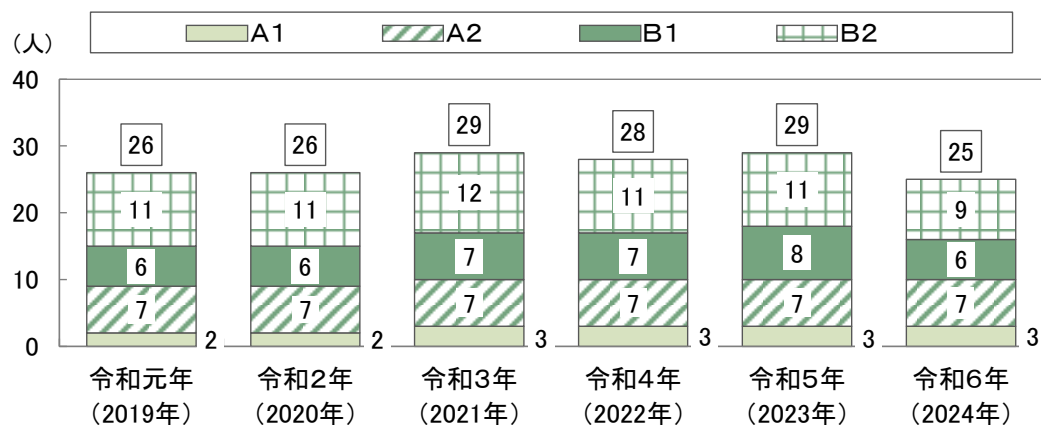
また、等級別にみると、B2が他の等級に比べてやや多く、A1、A2は令和3年以降変化がありません。

□■年齢別療育手帳交付者数の推移



出典：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（各年3月31日現在）

□■等級別療育手帳交付者数の推移



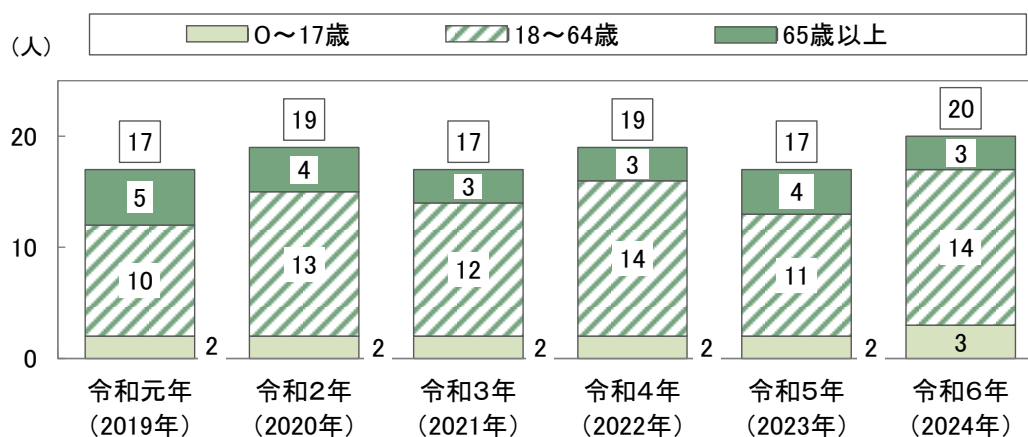
出典：高知県子ども・福祉政策部障害福祉課（各年3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者を年齢別にみると、18～64歳の交付者が多く、10人から14人の間で推移しています。

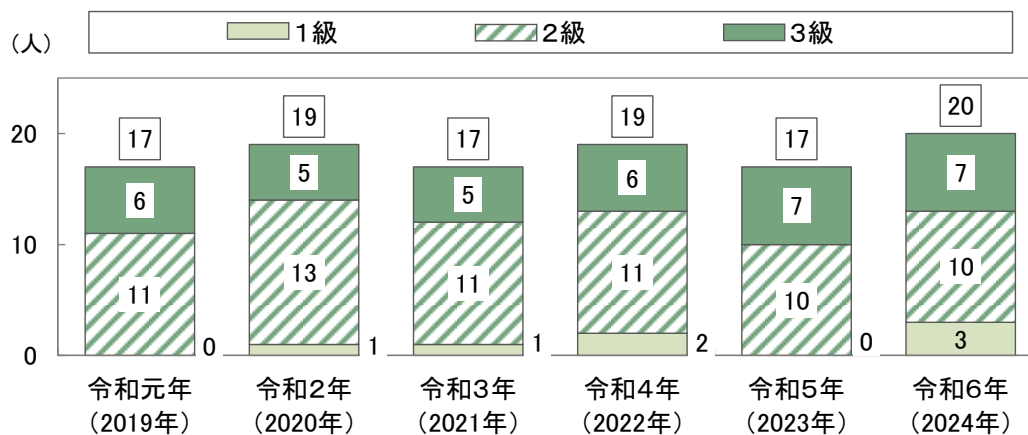
また、等級別にみると、2級が他の等級に比べて多く、令和6年には1級が3人に増加しています。

□■年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



出典：高知県立精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

□■等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



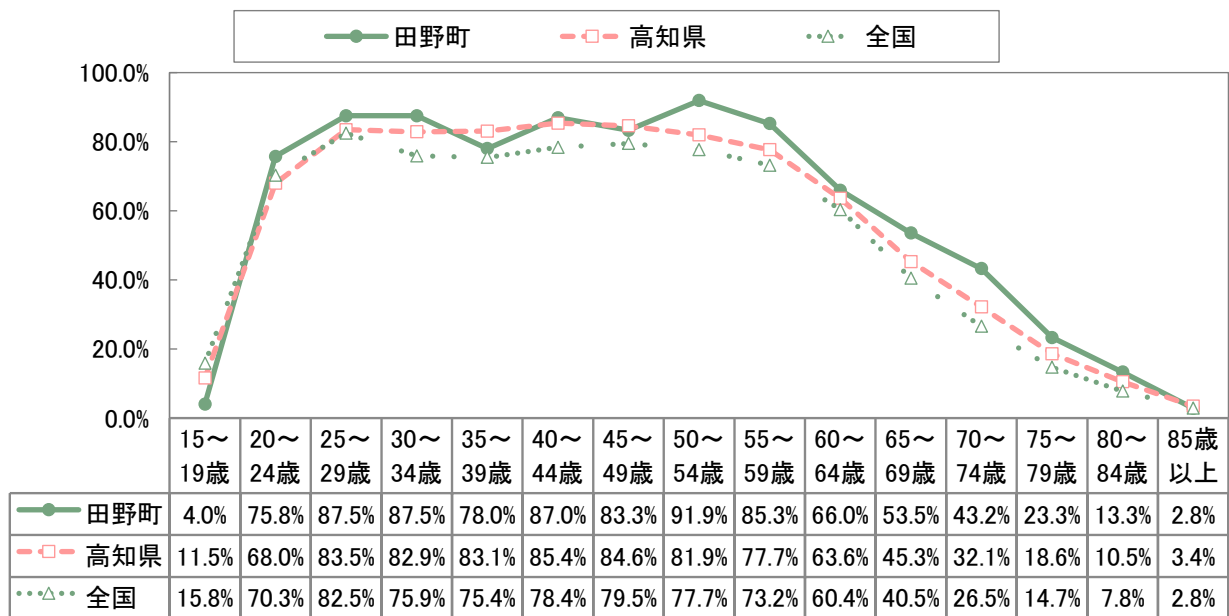
出典：高知県立精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

8. 就業状況

子育て世代（25歳から44歳）の女性の就業率をみると、35～39歳が78.0%と8割を下回り、高知県平均より低くなるものの、大きく低下することはなく、緩やかなM字曲線となっています。

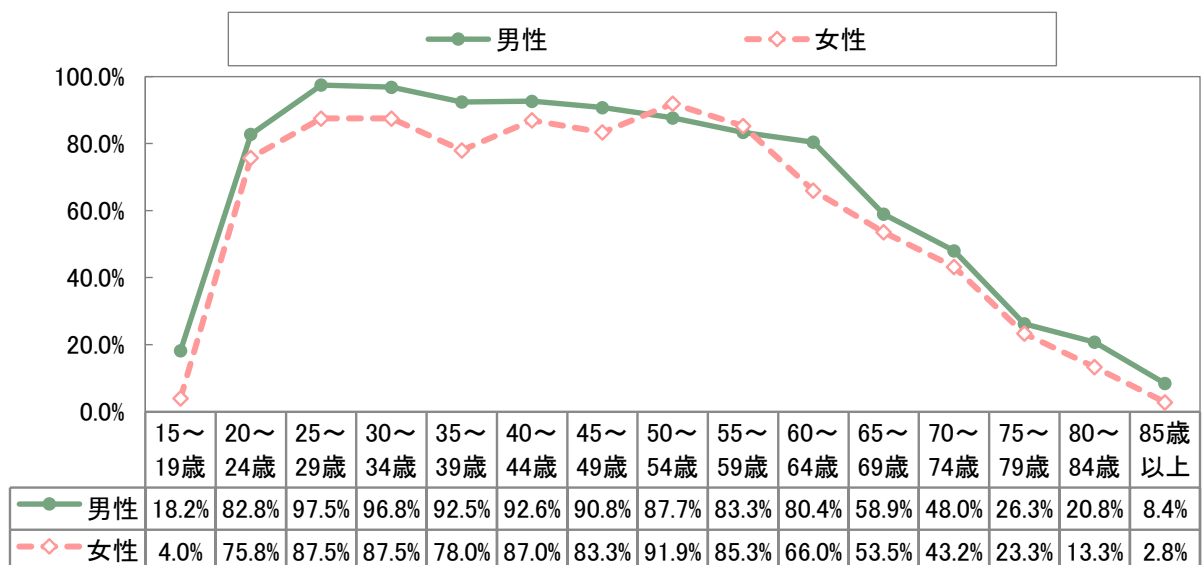
さらに、本町の就業状況を性別にみると、50～59歳については女性が男性を上回っていますが、その他の年齢では男性が女性を上回っています。

□■女性の就業状況（全国・高知県比較）



出典：国勢調査（令和2年）

□■就業状況（性別比較）



出典：国勢調査（令和2年）

9. 自殺の状況

平成30年から令和4年における本町の自殺者の合計は2人となっており、令和3年以降は0人となっています。

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	合計
自殺者数(人)		0	1	1	0	0	2
自殺率 (%)	田野町	0.00	37.82	38.20	0.00	0.00	-
	高知県	17.92	16.45	17.06	18.96	18.89	-
	全国	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	-

出典：田野町は自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023」

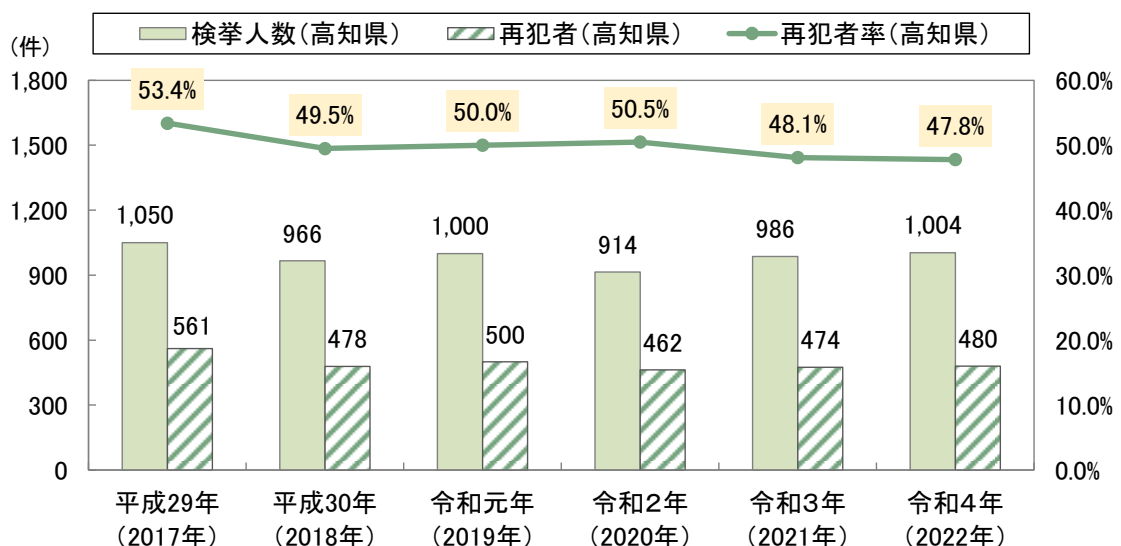
高知県・全国は厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

10. 再犯防止を取り巻く状況

(1) 高知県の再犯者数及び再犯率の推移

令和4年中に高知県内で認知した検挙者数は1,004人、うち再犯者数は480人となっており、再犯者率は47.8%となっています。再犯者率は平成29年の53.4%から5.6ポイント低下しています。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（高知県）の推移

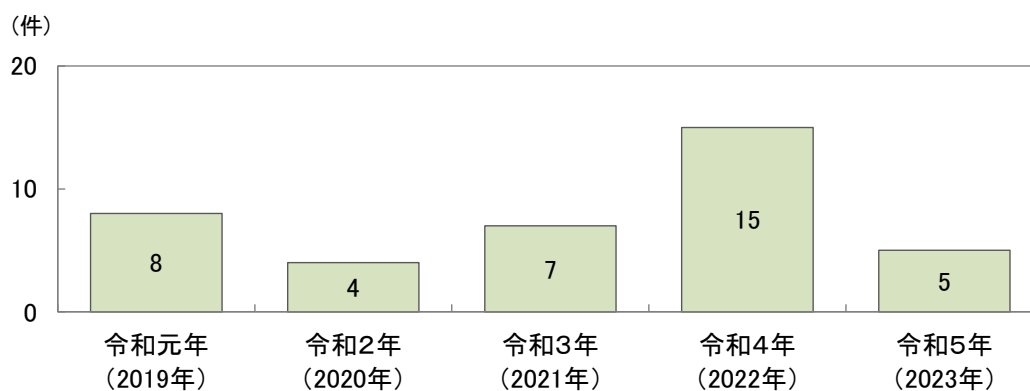


出典：第2期高知県再犯防止推進計画

(2) 刑法犯認知件数の推移

本町の刑法犯認知件数は、年により増減があり、令和4年は15件に増加しています。刑法犯の分類別にみると、どの年も窃盗犯が多くなっています。

■刑法犯認知件数の推移



単位：件

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
凶悪犯	-	-	-	-	-
粗暴犯	-	1	1	1	1
窃盗犯	4	2	4	12	4
知能犯	4	-	-	-	-
風俗犯	-	-	-	-	-
その他の刑法犯	-	1	2	2	-
刑法犯合計	8	4	7	15	5

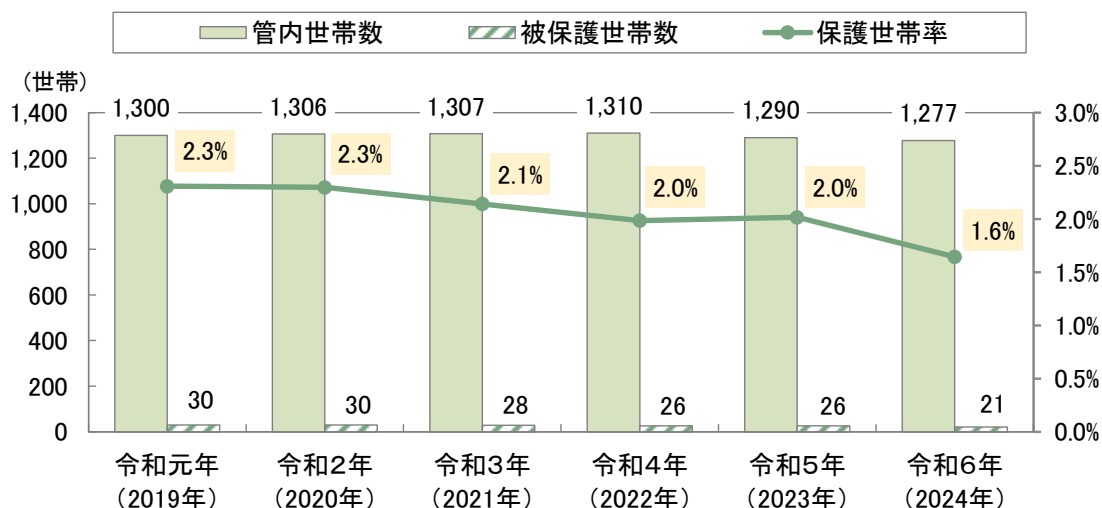
出典：高知県警察ホームページ 刑法犯の概況

11. 生活保護受給者等の状況

生活保護世帯数は、令和2年以降減少傾向にあり、令和6年に21世帯（保護世帯率1.6%）となっています。

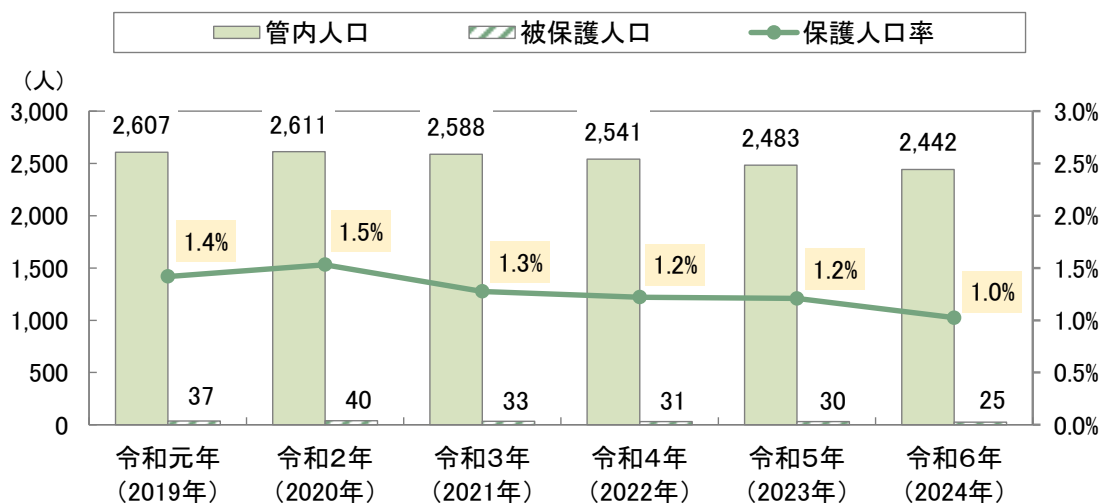
また、生活保護被保護人口も令和2年以降減少しており、令和6年に25人（保護人口率1.0%）となっています。

生活保護世帯数と保護世帯率の推移



出典：田野町 被保護世帯名簿（各年4月現在）

生活保護被保護人口と保護人口率の推移



出典：田野町 被保護世帯名簿（各年4月現在）

12. 地域の援助体制と社会資源の状況

(1) 田野町社会福祉協議会

田野町社会福祉協議会*では、“大切な人との思い出がいっぱい詰まった愛するまち、田野町。できることならこのまちでずっと暮らし続けたい。そんな想いをみんなで支えていくこと”を目指し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

コラム

社会福祉協議会とは

地域福祉の推進を目的とした非営利組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき全国に設置され、戦後80年の歴史の中で、時代のニーズに沿った活動実践を積み重ねてきました。

(2) 民生委員・児童委員*

すべての民生委員は、子どもに関わる問題を担当する児童委員を兼ねており、専ら児童に関わる相談・支援を担当する主任児童委員がいます。

行政機関をはじめ、社会福祉協議会等の関係機関と協力・連携し、地域の人々の身近な相談役・支援者として様々な福祉活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員数

	民生委員・児童委員数	主任児童委員数
定数	10	2
委嘱数	9	2

出典：田野町（令和6年9月1日現在）

コラム

民生委員・児童委員とは

各地区から推薦され、厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。

(3) ボランティア活動等の地域活動

福祉以外の分野でも保健・医療・文化活動・環境づくり等、幅広い活動が行われています。令和6年現在では、約580人のボランティアが登録しており、町内の様々な分野で活躍しています。

団体名	活動内容
にこにこサロンボランティア連絡会	・にこにこサロンの企画運営活動
にこにこ食堂	・にこにこ食堂の企画運営活動
訪問給食サービス推進協議会	・訪問給食事業への調理、配達時の運転、配達の参加協力 ・他団体事業への協力(身障連盟クリスマス事業への五目寿司調理 他) ・その他
田野ちゃあリーダーズ	・生活支援体制整備事業協議体
田野町赤十字奉仕団	・活動資金の募集 ・災害に備えての普及活動 ・施設慰問活動 ・敬老会への協力 ・青少年赤十字の育成
田野町共同募金委員会	・赤い羽根共同募金活動 ・共同募金配分金事業
田野町老人クラブ連合会	・町内の清掃活動 ・田野小学生との昔あそび伝承活動 ・田野中学校への茶摘み及び選別協力 ・その他
田野町身体障害者連盟	・会員への訪問活動(クリスマス事業) ・会員への情報提供活動 他
田野町遺族会	・慰霊祭の開催 ・春と秋の護国神社参拝活動 ・田野町忠魂墓地の管理 ・会員への情報提供活動 他
踊り教室(老人福祉センター教室)	・施設への慰問活動 ・田野町芸能祭への出演 ・田野町敬老会への参加協力
カラオケ教室(老人福祉センター教室)	・施設への慰問活動 ・田野町敬老会への参加協力
かごあみ教室(老人福祉センター教室)	・田野中学校でのかごあみ教室の開催 ・田野町文化展への出展
田野町食生活改善推進協議会	・食生活の改善・推進活動

(4) 社会資源

子ども関係	高齢者関係
認定こども園田野っ子(預かり保育あり)	訪問リハビリテーション 1か所
田野小学校	通所介護 1か所
放課後子ども教室	特定施設入居者生活介護 1か所
田野中学校	認知症対応型共同生活介護 1か所
中芸高等学校	居宅療養管理指導 1か所
山田特別支援学校田野分校	あったかふれあいセンター事業 ・拠点サロン 1 か所、地区サロン 12 か所 日常生活自立支援事業
教育センター	
少年育成センター	
遊分舎(あそぶんじゃ)	
あったかふれあいセンター事業・にここ食堂	
ぷらうらんど Kouminkan たの	
・児童発達支援センター	
・障害児相談支援事業所	
・児童家庭支援センター	
福祉体験学習	
福祉医療(ひとり親、乳幼児の医療費助成)	
要保護児童対策地域協議会	
その他	
たのくるバス(田野町コミュニティーバス)	救護病院 1か所
文化施設 1か所	図書館 1か所
スポーツ施設 1か所	地区集会所 13 か所
老人福祉センター管理運営事業	児童遊園 3か所
生活困窮者自立支援事業(相談窓口)	共同募金配分金事業
生活福祉資金貸付事業	心配ごと相談所(相談窓口)
生活支援体制整備事業	フードバンク
なかよし交流館	日常生活自立支援事業
あったかふれあいセンター事業	福祉医療(重度心身障害者の医療費助成)
・訪問給食サービス	地域福祉生活支援事業

13. 田野町社会福祉協議会の取り組み

(1) 地域福祉生活支援事業

地域福祉を推進するため、あらゆる分野の活動に参加する機会を与え、中心的な役割を担うことが肝要です。このような観点から、きめ細やかな支援を図るには、地域ボランティアの参加や協力が重要で、調和のとれた事業を展開する必要があります。

住民のニーズを踏まえ、あったかふれあいセンター事業を基本に、サロンや給食・配食サービス活動等、福祉ボランティアの支援に取り組んでいます。

①日常生活自立支援事業

日常生活の中で、判断能力が不十分な人の生活支援に関する相談に応じ、併せて福祉サービスの利用料や日常的なお金の管理、生活に係る心配ごとにも踏み込んで、一体的に支援サービスの提供を図っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	163 件	405 件	573 件	669 件	663 件
認知症高齢者	97 件	200 件	278 件	395 件	409 件
知的障がい者	21 件	25 件	44 件	58 件	14 件
精神障がい者	45 件	180 件	251 件	216 件	240 件
利用者数	7 人	8 人	9 人	10 人	10 人
認知症高齢者	5 人	4 人	5 人	6 人	7 人
知的障がい者	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
精神障がい者	1 人	3 人	3 人	3 人	2 人

②地域福祉ネットワーク推進会

虚弱高齢者等の見守りや安否確認が必要な人の疾病や緊急時に迅速な対応が図れるよう、推進委員による情報提供を図っています。

③地域福祉ボランティア連絡会

福祉団体におけるボランティアの加入促進を図り、さらに、団体の育成とボランティア活動の支援体制の構築を進めています。

□■ボランティア研修会実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	5 回	2 回	2 回	3 回	4 回
参加延人数	66 人	55 人	39 人	61 人	58 人

④生活福祉資金貸付事業（高知県社会福祉協議会）

低所得者世帯の生活安定のため、必要な資金を貸し付けています。生活を長期にわたって支援するために、当該資産の状況や生活状態の信用性を総合的に評価し、円滑な運用を図っています。

⑤福祉相談（心配ごと相談業務）

地域住民の身近な相談相手となって、一人ひとりの抱えている課題や問題を的確に把握し、解決するために必要な助言と支援を行っています。

⑥広報活動

地域福祉を推進するにあたり、福祉活動の情報を伝達することが重要であることから、年に2～4回「社協だより」を編集し、発行しています。

（２）生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対するセーフティネットを地域に構築する事業であり、現在、中芸地域では奈半利町社会福祉協議会において相談支援員の設置と相談活動を行っています。

田野町社会福祉協議会は相談の窓口となっており、奈半利町社会福祉協議会と連携を図っています。訪問相談を含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、相談に応じています。

（３）老人福祉センター管理運営事業

老人福祉センターでは、高齢者等に対して各種の相談や健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を総合的に提供するとともに、地域住民の福祉増進並びに健康保全、日常生活の維持向上を図っています。

①健康と生きがいづくり教室

教養の向上及びレクリエーションを目的に、各種教室の開催への支援を行います。

□■各種教室開催実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
踊り教室実施回数	21回	13回	10回	15回	20回
踊り教室実績	95人	62人	47人	74人	104人
カラオケ教室実施回数	33回	34回	36回	32回	36回
カラオケ教室実績	249人	301人	397人	362人	344人
かご編み教室実施回数	37回	34回	41回	38回	47回
かご編み教室実績	161人	99人	170人	138人	226人

(4) 各種団体の育成及び指導

環境、福祉、文化、地域交流等の分野において、営利を目的としない地域活性化事業を行う団体の自主活動を支援するとともに、適正な運営指導を行います。

□■事務局を持っている団体

・ 地域福祉ボランティア連絡会	・ 田野町老人クラブ連合会
・ にこにこサロンボランティア連絡会	・ 田野町遺族会
・ 訪問給食サービス推進連絡協議会	・ 田野町身体障害者連盟
・ 田野町赤十字奉仕団	・ 田野町共同募金委員会

(5) 共同募金配分金事業（共同募金配分金事業に関する助成金交付事業）

配分金の一部を地区活動の一環として助成し、地域福祉活動の推進を図ることにより、住民相互の助け合いを基調とした「赤い羽根共同募金」の意識がさらに高まることを目的に実施しています。

□■共同募金配分金事業実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施地区及び団体数	13 件	14 件	15 件	14 件	14 件
助成合計金額	558,464 円	597,463 円	588,763 円	528,645 円	459,262 円

(6) あったかふれあいセンター事業

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが気楽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点づくりを行っており、名称を「にこにこサロン」として実施しています。

①にこにこサロン

超長寿社会において、安心した老後を迎え、心豊かに生きがいを持って老いることができるよう、互いに尊重し、支え合い、楽しいサロンサービスを推進しています。

また、必要に応じて、買い物支援や通院の支援、移動手段の確保や入浴の支援等、ニーズに応じた柔軟なサービスを提供します。

□■にこにこサロン実施実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	184 日	196 日	191 日	192 日	192 日
参加人数	3,540 人	3,492 人	3,551 人	3,354 人	3,124 人
生活支援	1,054 回	1,177 回	1,297 回	1,317 回	1,405 回
移動手段の確保	645 回	589 回	734 回	595 回	511 回

②地区サロン活動（サテライト）

住み慣れた地域で生活をするため、地域での孤立防止、介護予防や生きがいのために、ボランティアの協力を得ながら、地域における自主活動の支援を行っています。

また、保健師や地域包括支援センター等、各関係機関と連携した支援活動や相談活動を行っています。

□■地区サロン活動実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	5,601人	4,163人	4,453人	4,326人	4,083人

□■実施状況（令和6年現在）

実施場所	実施曜日	時間
芝・北町集会所	月・木	13:30～
新町集会所	火・土	13:30～
浜田集会所	水・土	13:30～
淌濤集会所	月・金	13:30～
大野集会所	月	13:30～
北張集会所	火・木	13:30～
千福集会所	月	13:30～
中野集会所	火	13:30～
上地集会所	月・木	13:30～
日野集会所	火・土	13:30～
開集会所	水・金	13:30～
土生岡集会所	水	13:30～

③地域の見守り活動

相 談：福祉サービスや日常生活の困りごとを解決できるよう相談に応じます。

訪 問：関係機関や住民からの情報等により訪問活動を行います。

つなぎ：保健、医療、介護、福祉等、必要に応じた機関へのつなぎを行い、連携を図りながら支援を行います。

④給食・配食サービス活動

健康で楽しい自立した生活が在宅で営まれるよう、介護予防の一環で、にこにこサロンにおける給食や一人暮らしの世帯等へ配食サービスの提供を行っています。栄養のバランスや自立支援の観点から、十分なアセスメントに基づく計画的、効果的な運用と地域の実情に応じたサービスの提供を行っています。

実施方法	一人暮らし世帯及び昼間のみ一人で生活をしている高齢者等、調理が困難な人に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養のバランスのとれた食事の提供と利用者の安否確認を行っています。
利用対象者	高齢者のみの世帯、または、これに準ずる世帯並びに身体障がい者であつて、自立支援の観点から、サービスを利用することが適切である者。

□■給食・配食実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	241 日	243 日	244 日	243 日	243 日
配食数	4,819 食	5,353 食	5,231 食	5,207 食	4,870 食

⑤にこにこ食堂（子ども食堂）

あったかふれあいセンターの「集い」の機能を利用して、“子どもが安心して過ごせる居場所を確保したい”“子どもや保護者、地域がつながる場所を提供したい”そんな思いから「にこにこ食堂」を実施しています。子どもに加え、保護者等の大人の参加も可能にすることにより、様々な世代の人々が交流し、子どもを見守ることができる場として、長期休みを活用して運営しています。

また、子どもの個食を防ぎ、バランスのとれた食事を提供することで、子育て支援を行っています。

さらに、令和4年度からは、教育委員会と連携して一日を通しての見守りの実施や昼食提供を行っています。

□■にこにこ食堂実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	26 日	22 日	38 日	41 日	40 日
開所日	26 日	17 日	6 日	32 日	20 日
延利用者数	473 人	545 人	116 人	926 人	464 人
食事提供	447 件	653 件	829 件	1,143 件	790 件
内テイクアウト弁当	-	139 件	742 件	230 件	531 件

※コロナ禍では、令和2年度の冬休み、令和3年の春休みは中止しましたが、その後はテイクアウトの対応等でサービス提供を継続しました。

(7) 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的に、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすため、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置し、地域活動において、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供を図り、関係者が参画し、定期的に情報共有をとりながら連携の推進を図っています。

□■生活支援体制整備事業実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数	13回	3回	6回	11回	17回
参加者数	197人	24人	33人	121人	155人

(8) 福祉体験学習

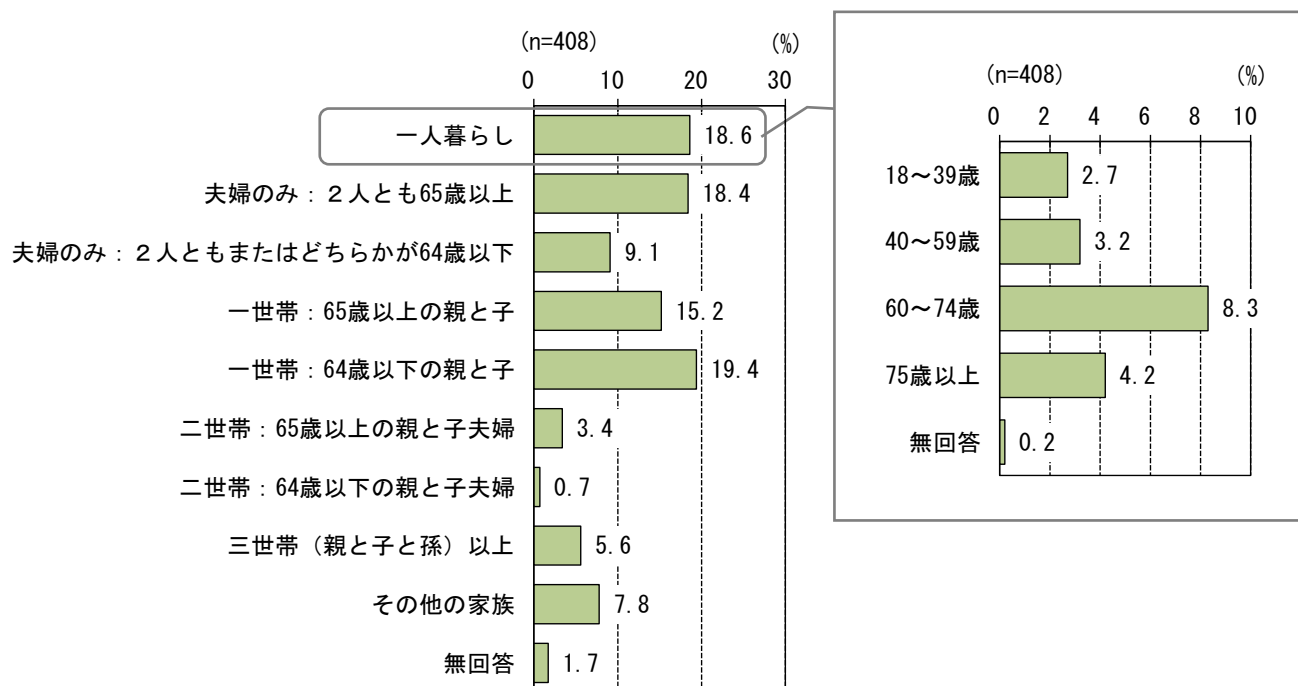
子どもたちの豊かな成長を支えるために、地域において、様々な体験活動の機会を与え、思いやりの心や豊かな人間性・社会性を身につけ、自ら考え、行動できる力を培うことを目的に、社会貢献的な体験学習の場を提供しています。

14. 「地域福祉」を考える住民アンケート調査結果（抜粋）

※単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

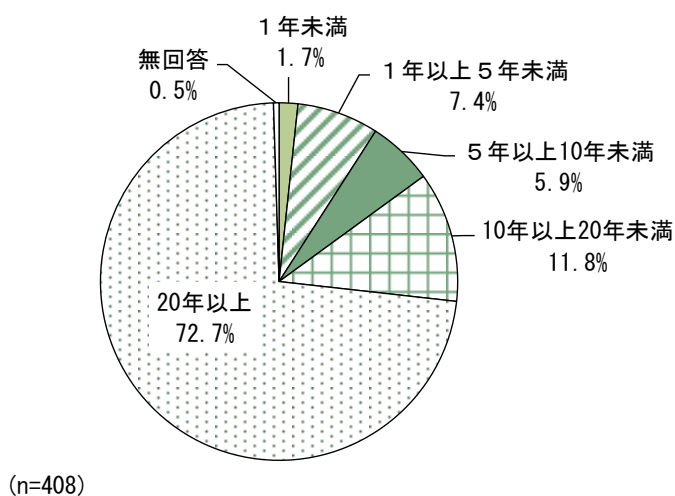
□■家族構成

60 歳以上の一人暮らし世帯と 65 歳以上の夫婦のみ世帯が全体の約 3 割を占めています。



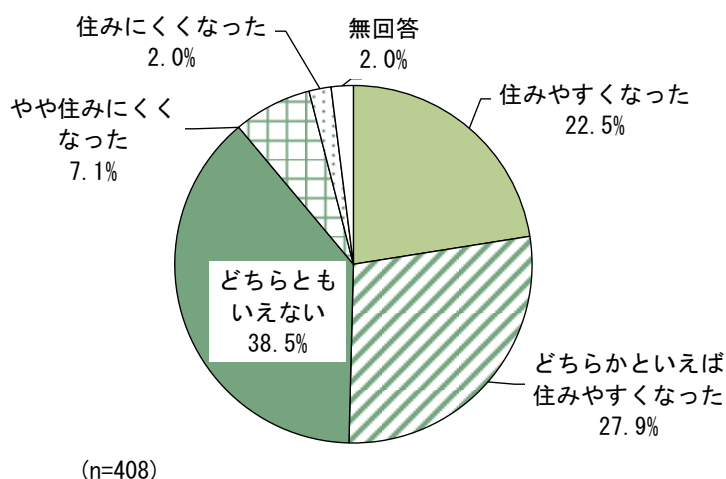
□■居住年数

田野町での居住年数は、「20 年以上」が全体の 70%以上を占めています。



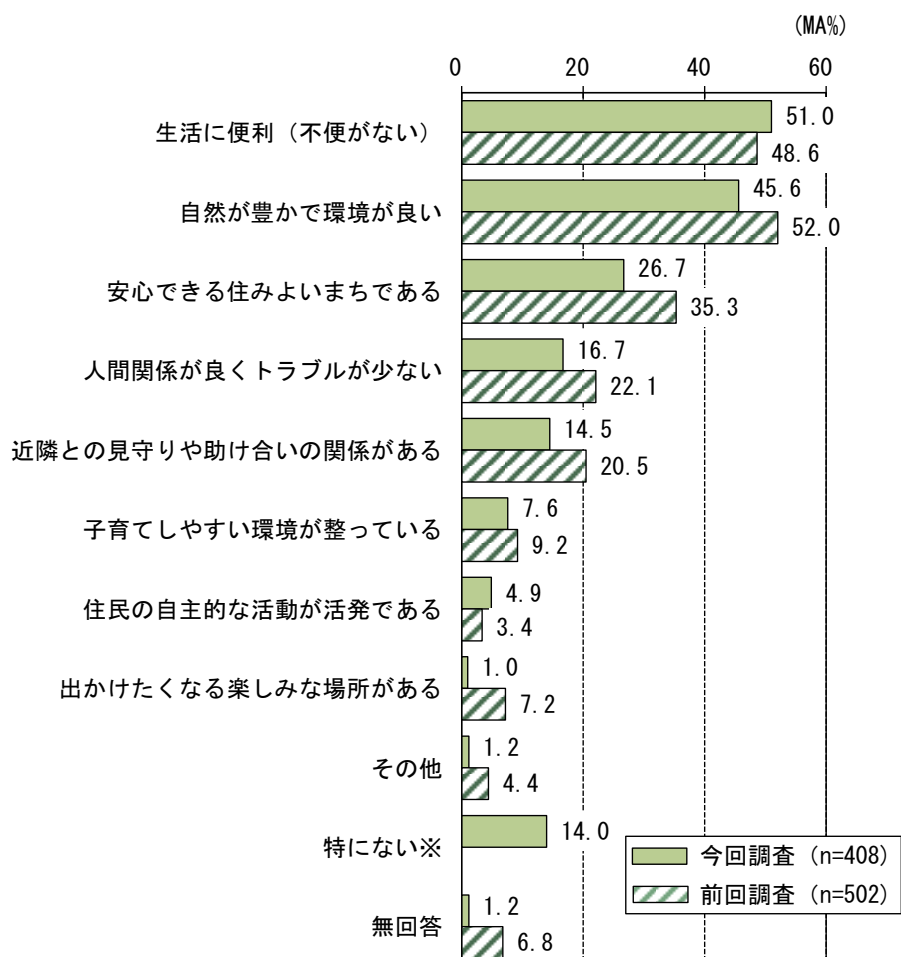
□■田野町の住みやすさ

田野町は『住みやすくなった』（「住みやすくなった」＋「どちらかといえば住みやすくなった」）が半数以上を占めており、『住みにくくなった』（「やや住みにくくなった」＋「住みにくくなった」）は10%未満となっています。



□■田野町のよいところ

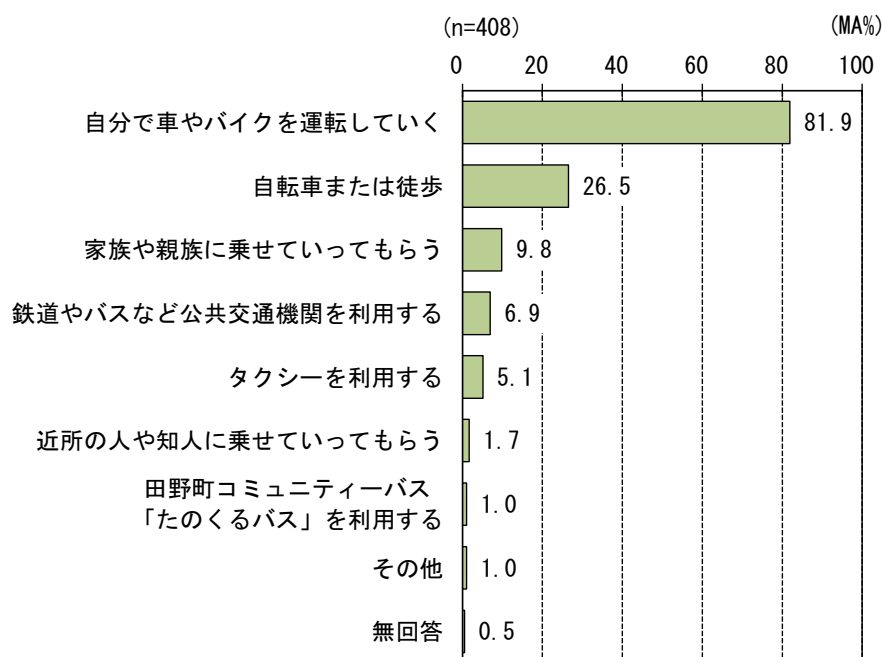
前回調査と比較すると、「生活に便利（不便がない）」、「住民の自主的な活動が活発である」の割合が微増し、その他の項目は減少しています。



※「特にない」は今回調査から追加した選択肢

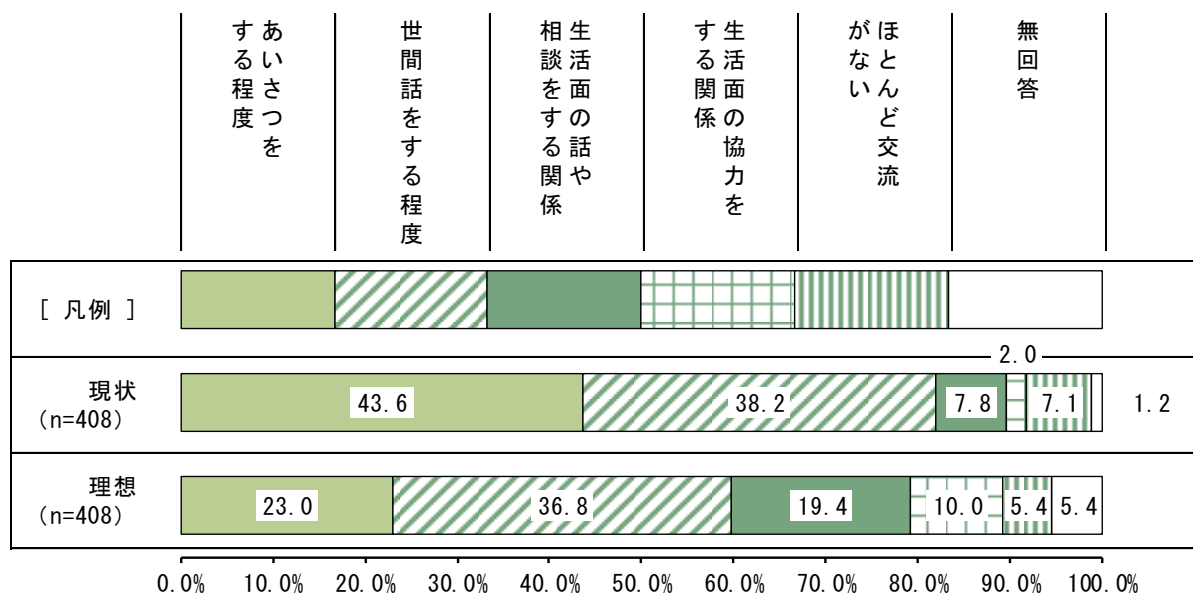
□■買い物や病院等に行くときの移動手段

普段の生活の交通手段は、「自分で車やバイクを運転していく」が 80%以上となっています。



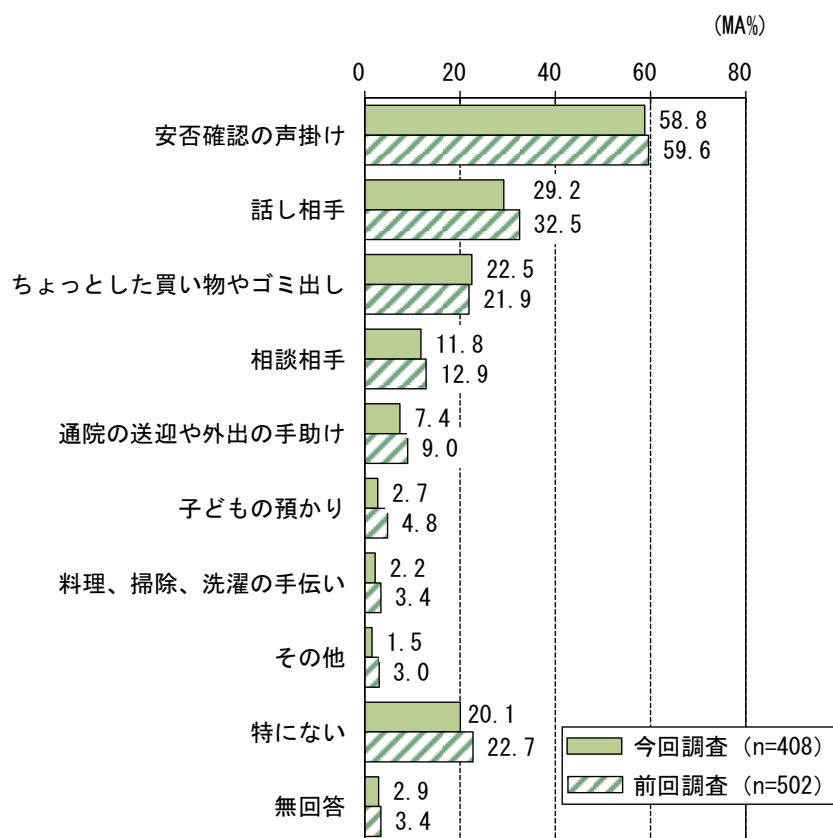
□■近所づきあいについて

現状は、「あいさつをする程度」が 43.6%と最も多くなっていますが、理想では、「生活面の話や相談をする関係」が 11.6 ポイント、「生活面の協力をする関係」が 8 ポイントそれぞれ増加しています。



□■お住まいの地域で困っている人がいた場合、手助けを行えること

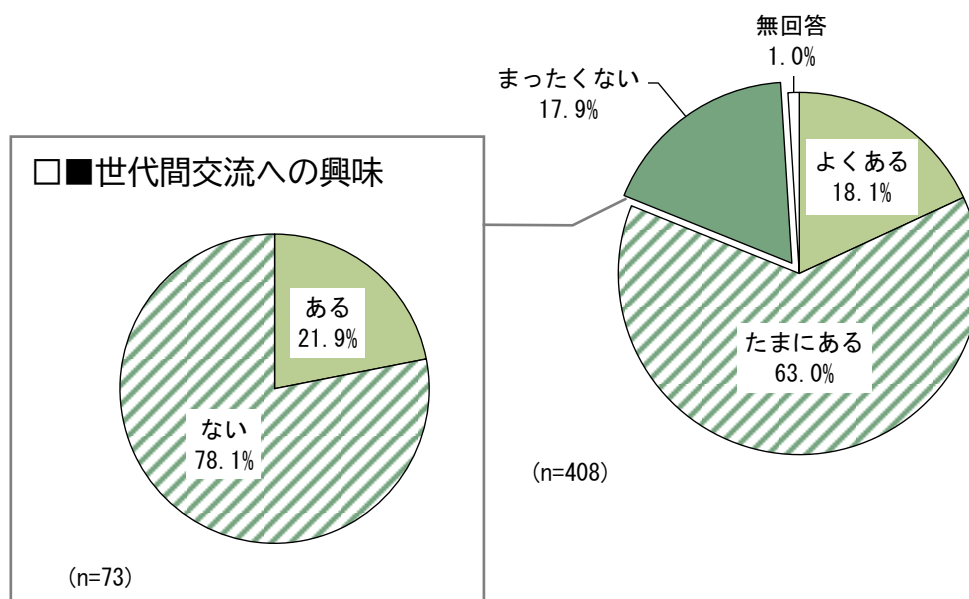
「安否確認の声掛け」が 58.8%と最も多くなっています。前回調査と比較すると、「ちょっとした買い物やゴミ出し」以外の項目で割合が減少しています。



□■世代間交流の機会

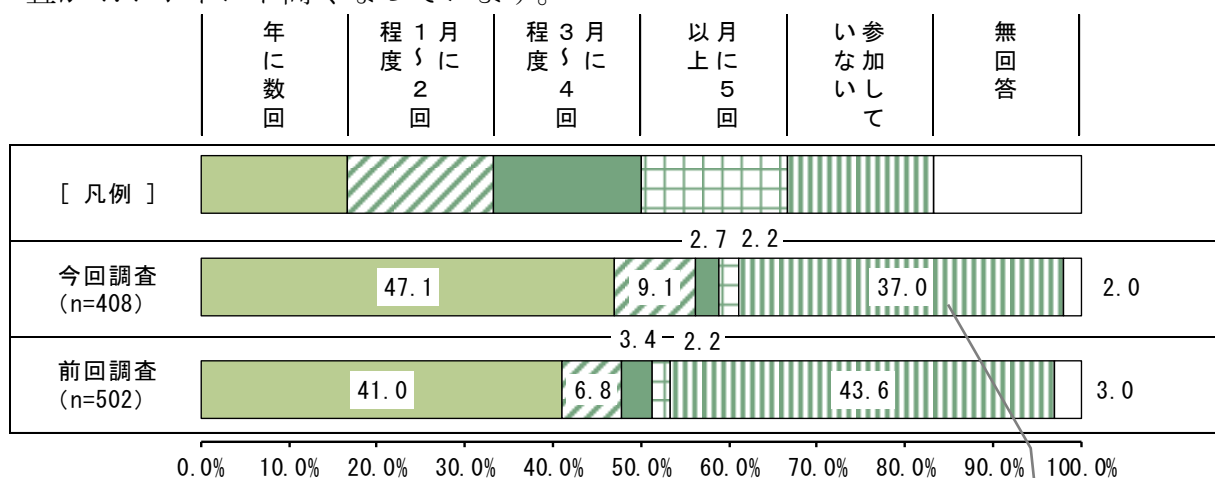
世代間交流の『機会がある』（「よくある」＋「たまにある」）は 80%を超えています。一方で「まったくない」が 17.9%となっています。

世代間交流の機会が「まったくない」人のうち、世代間交流への興味が「ある」人は 21.9%となっています。



□■地域活動の参加状況

『地域活動に参加している人』（「年に数回」＋「月に1～2回程度」＋「月に3～4回程度」＋「月に5回以上」）が60%を超えており、前回調査と比較すると、今回調査が7.7ポイント高くなっています。

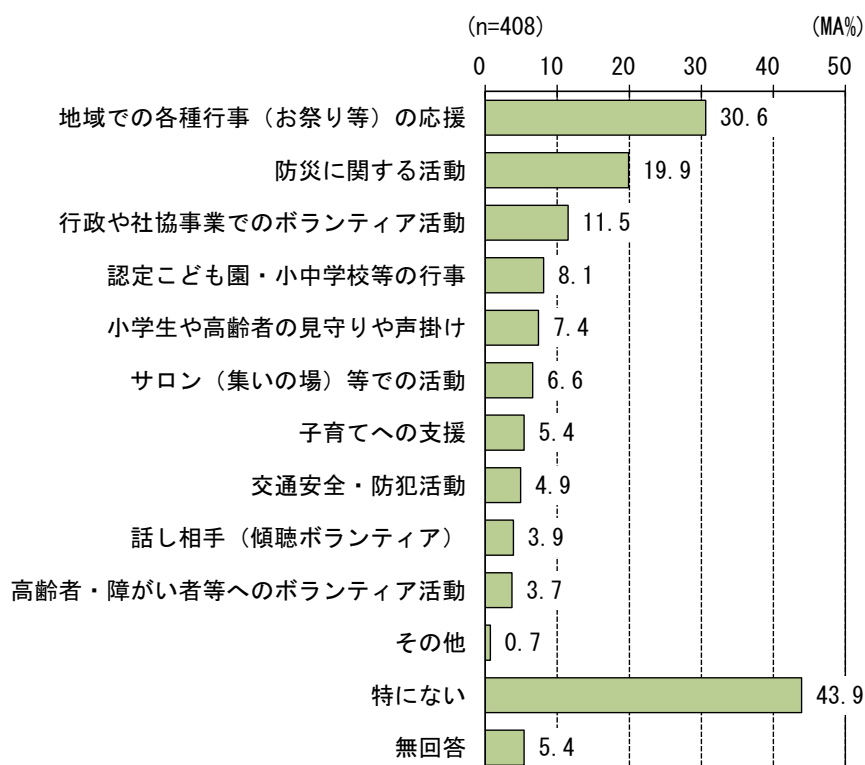


□■参加していない理由

- 1位：仕事や家事・介護などが忙しく、時間がない
- 2位：興味や関心がない
- 3位：身体が弱い、病気がち

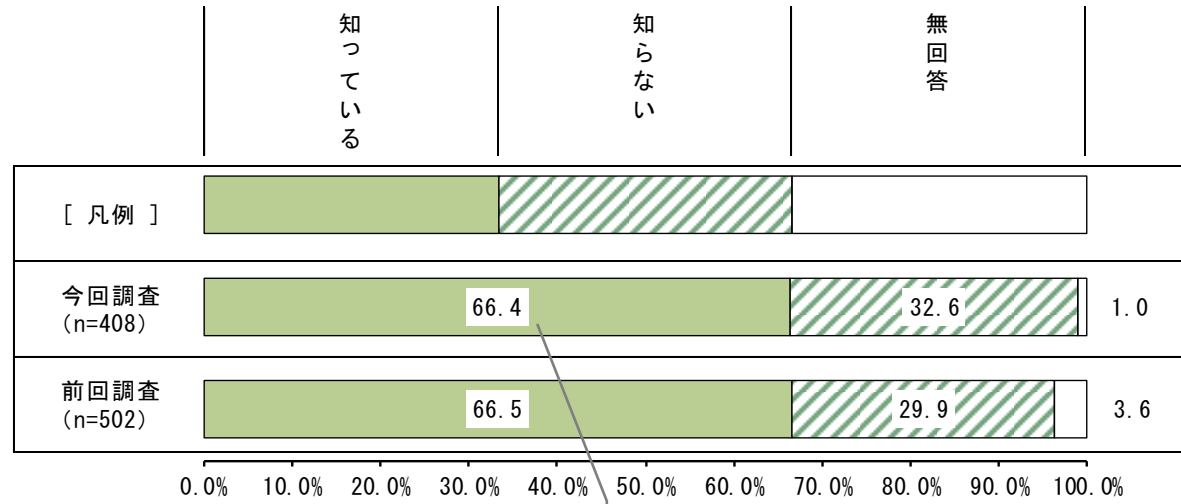
□■今後参加してみたい地域活動

「地域での各種行事（お祭り等）の応援」が30.6%と最も多く、次いで、「防災に関する活動」が19.9%、「行政や社協事業でのボランティア活動」が11.5%となっています。



□■民生委員・児童委員と活動の認知度

お住まいの地区に、民生委員・児童委員がいることを知っている人は66.4%となっており、前回調査との差はみられませんでした。



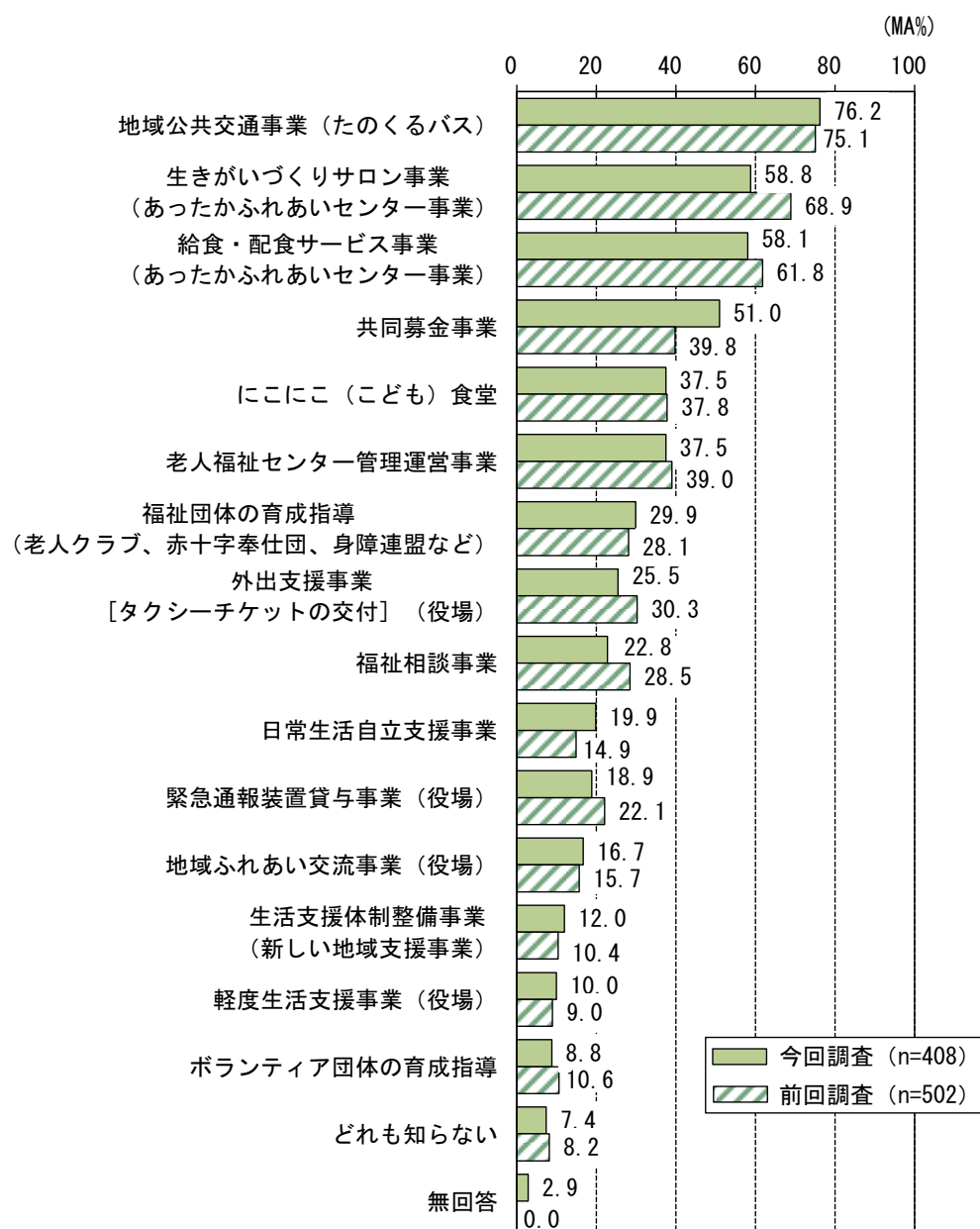
□■民生委員・児童委員の活動で知っているもの

- 1 位：地区にお住まいの方が抱える問題についての相談
- 2 位：地区にお住まいの支援が必要な方の見守りや家庭訪問
- 3 位：行政サービスや福祉サービスについての情報提供やサービス利用のためのつなぎ役

□■役場や社会福祉協議会が実施する事業の認知度

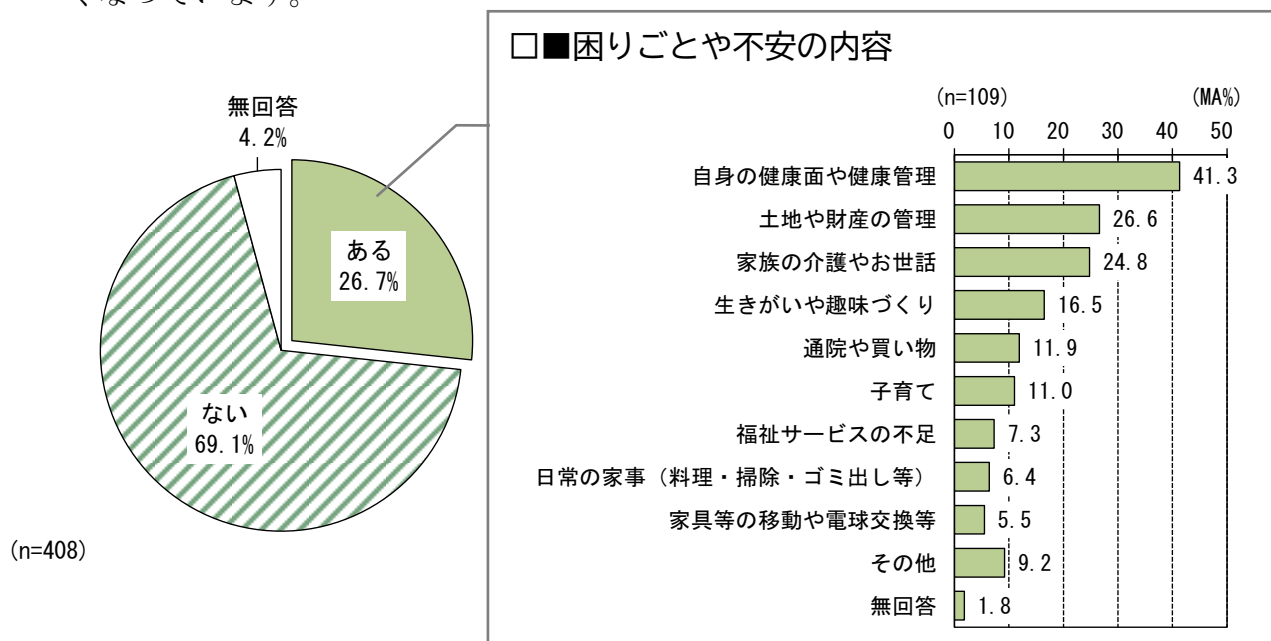
前回調査と比較すると、「共同募金事業」が 11.2 ポイント増加しています。

一方で、「生きがいきづくりサロン事業（あったかふれあいセンター事業）」が 10.1 ポイント減少しています。



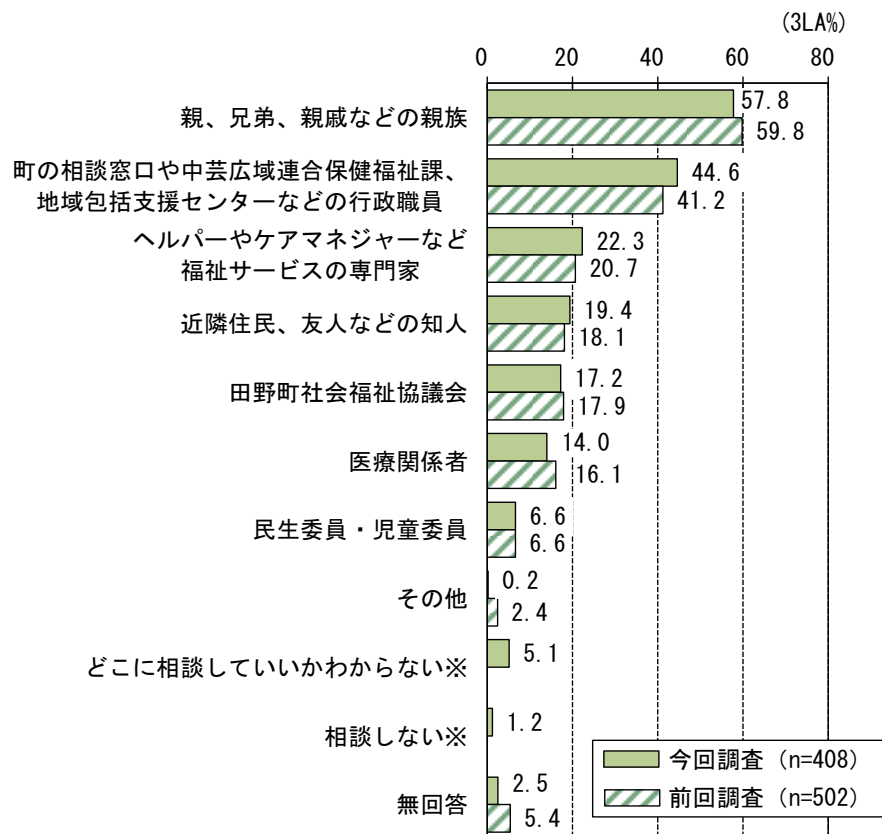
□■困りごとや不安に感じていること

現在、生活の困りごとがある人は 26.7%となっており、困っている内容としては、「自身の健康面や健康管理」、「土地や財産の管理」、「家族の介護やお世話」の順で多くなっています。



□■福祉等に関する悩みや問題についての相談相手

前回調査と比較すると、「町の相談窓口や中芸広域連合保健福祉課、地域包括支援センターなどの行政職員」は 3.4 ポイント多くなっています。

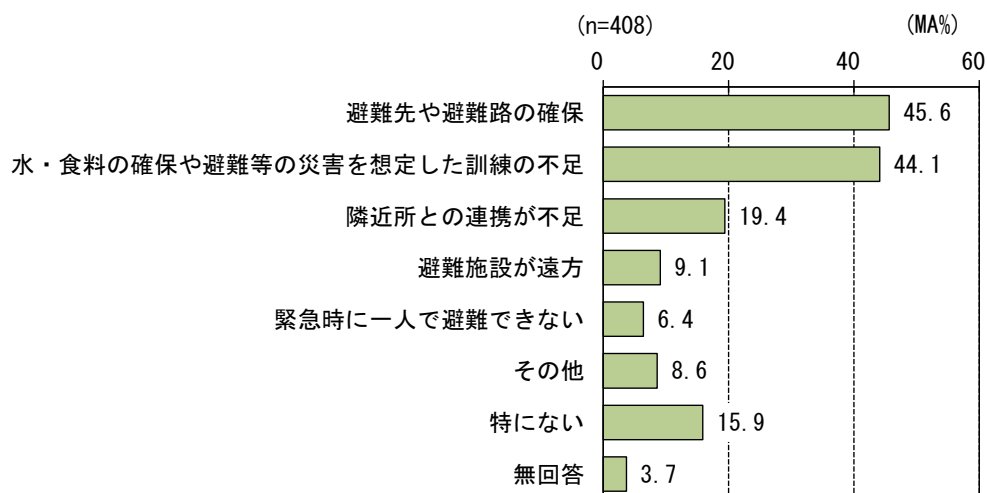


※「どこに相談していいかわからない」、「相談しない」は今回調査から追加した選択肢

□■災害への対応で不安に感じること

「避難先や避難路の確保」、「水・食料の確保や避難等の災害を想定した訓練の不足」が40%を超えて多くなっています。

年齢別にみると、75歳以上では、「緊急時に一人で避難できない」が他の年齢に比べて多くなっています。

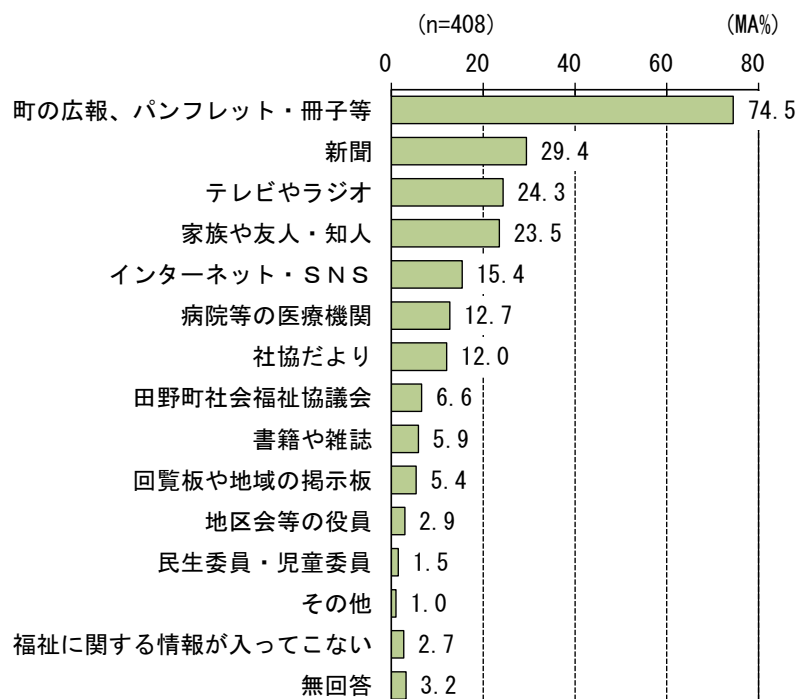


単位：%

		母数 (n)	災害対応で不安に感じること							
			避難先や避難路の確保	避難施設が遠方	隣近所との連携が不足	避難・食料の確保や 想定した訓練の不足	緊急時に一人で 避難できない	その他	特 に ない	無 回 答
全体		408	45.6	9.1	19.4	44.1	6.4	8.6	15.9	3.7
年 齢	18～39歳	68	39.7	7.4	13.2	△ 57.4	2.9	8.8	10.3	—
	40～59歳	106	50.9	9.4	16.0	46.2	1.9	10.4	14.2	0.9
	60～74歳	164	49.4	10.4	23.8	44.5	7.3	7.9	18.3	4.3
	75歳以上	59	▼ 32.2	5.1	22.0	▼ 27.1	△ 16.9	5.1	20.3	10.2

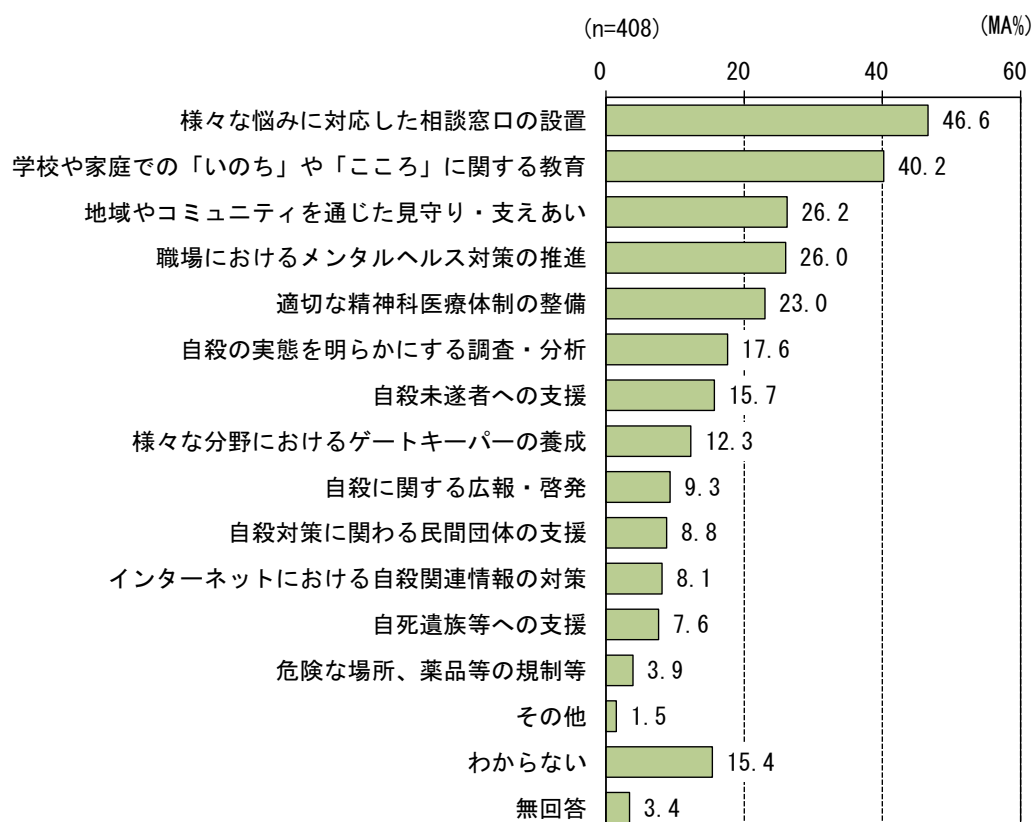
□■健康や福祉に関する情報の入手先

「町の広報、パンフレット・冊子等」が74.5%と最も多く、次いで、「新聞」、「テレビやラジオ」、「家族や友人・知人」が続いています。



□■必要な自殺対策

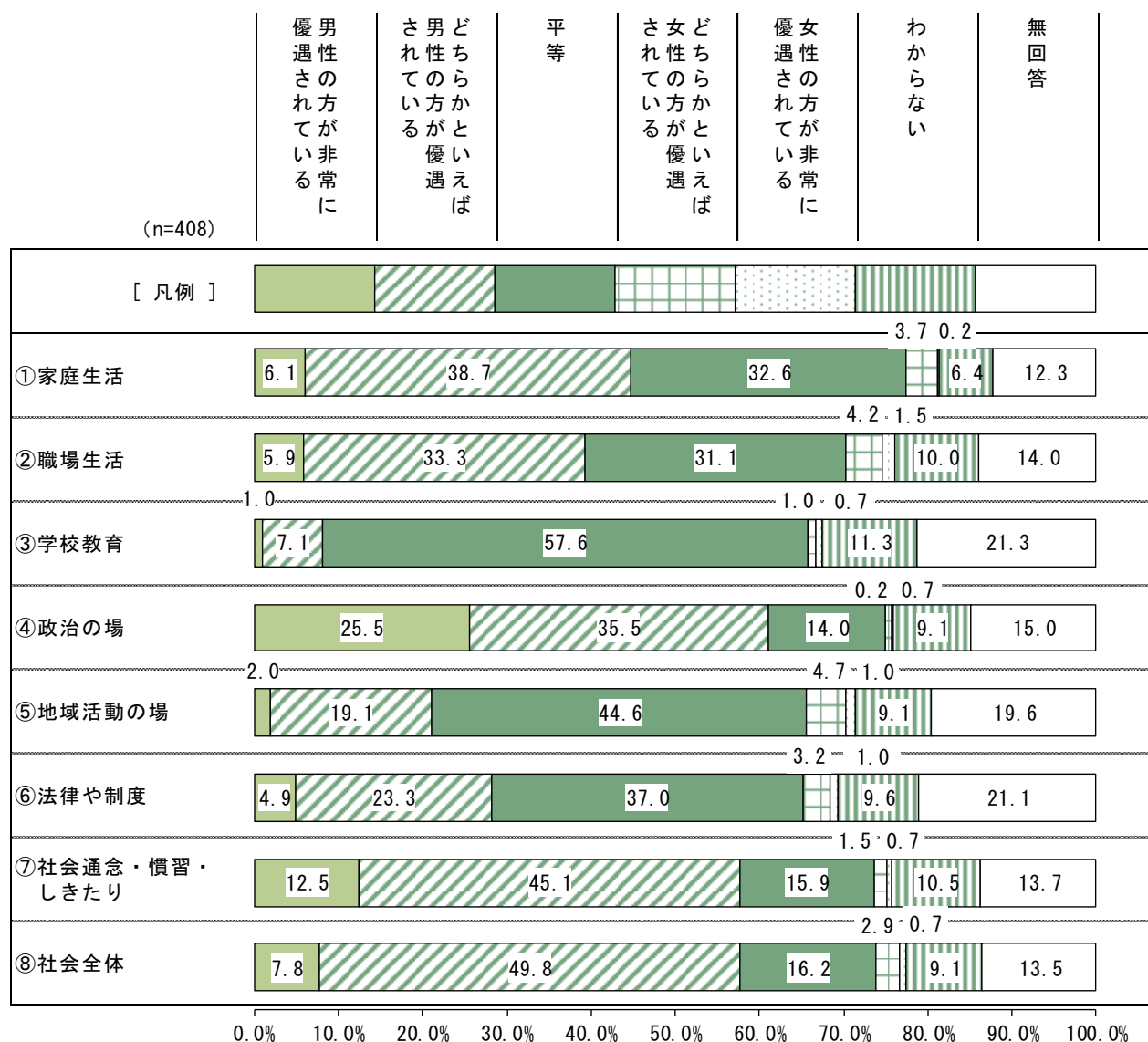
「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」、「学校や家庭での「いのち」や「こころ」に関する教育」が40%を超えています。



男女の地位の状況

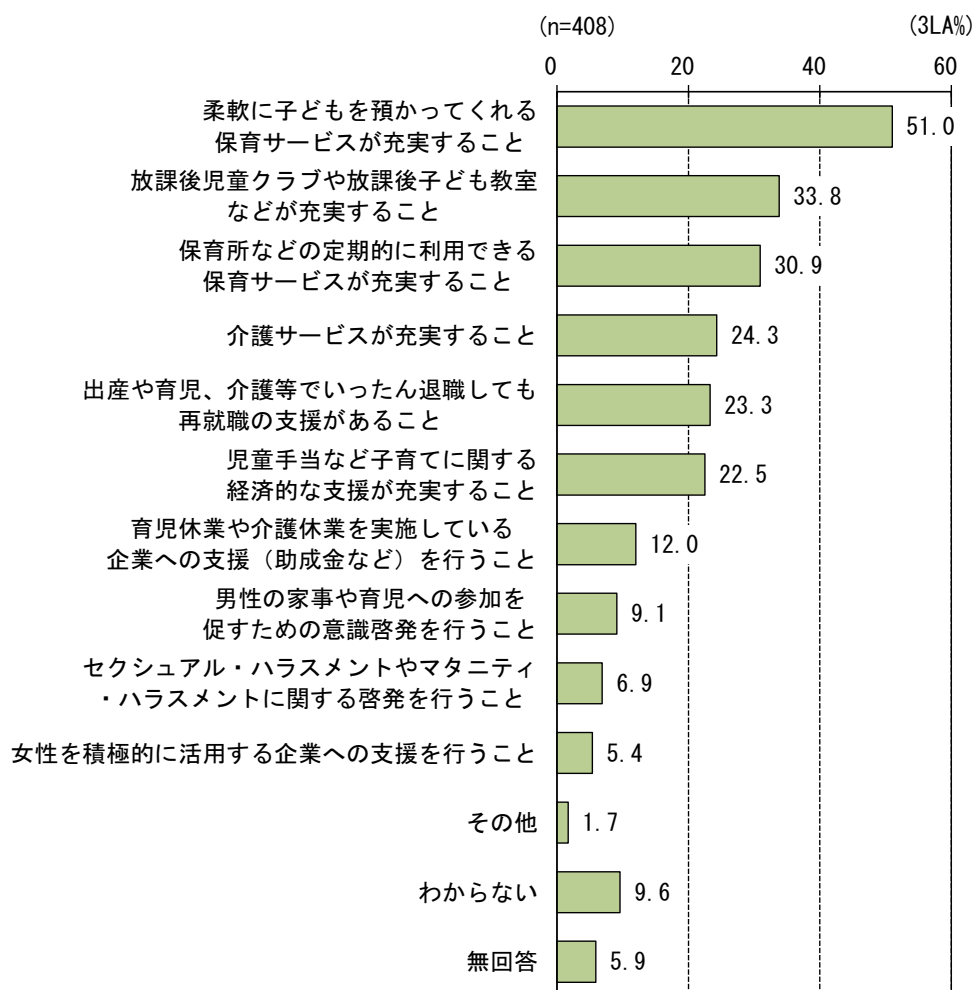
『男性が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）は、[④政治の場]が61.0%、[⑦社会通念・慣習・しきたり]、[⑧社会全体]が57.6%で同率となっています。

『男性が優遇されている』と『女性が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）を比較すると、『男性が優遇されている』割合がどの項目も多くなっています。



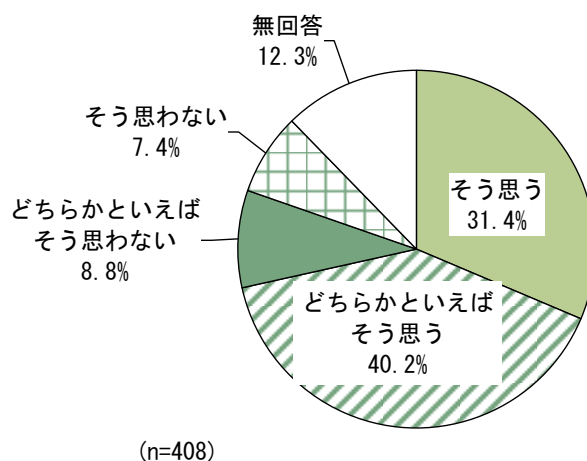
□■男女が働きやすくなるために行政において必要な取り組み

「柔軟に子どもを預かってくれる保育サービスが充実すること」が51.0%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブや放課後子ども教室などが充実すること」、「保育所などの定期的に利用できる保育サービスが充実すること」と続いています。



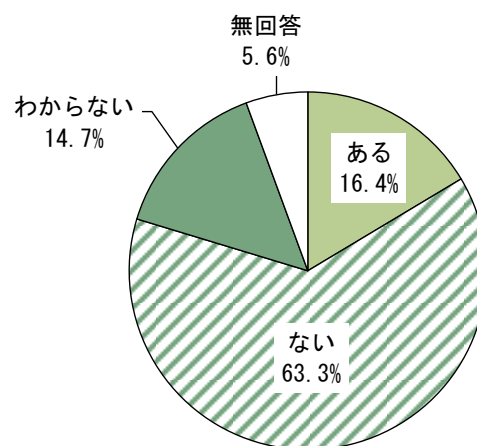
□■性的マイノリティにとって、現状は生活しづらい社会だと思うか

性的マイノリティにとって『生活しづらい社会だと思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は70%を超えています。



性別の差によって負担感や生きづらさを感じたことがあるか

「ある」は16.4%、「ない」は63.3%となっています。

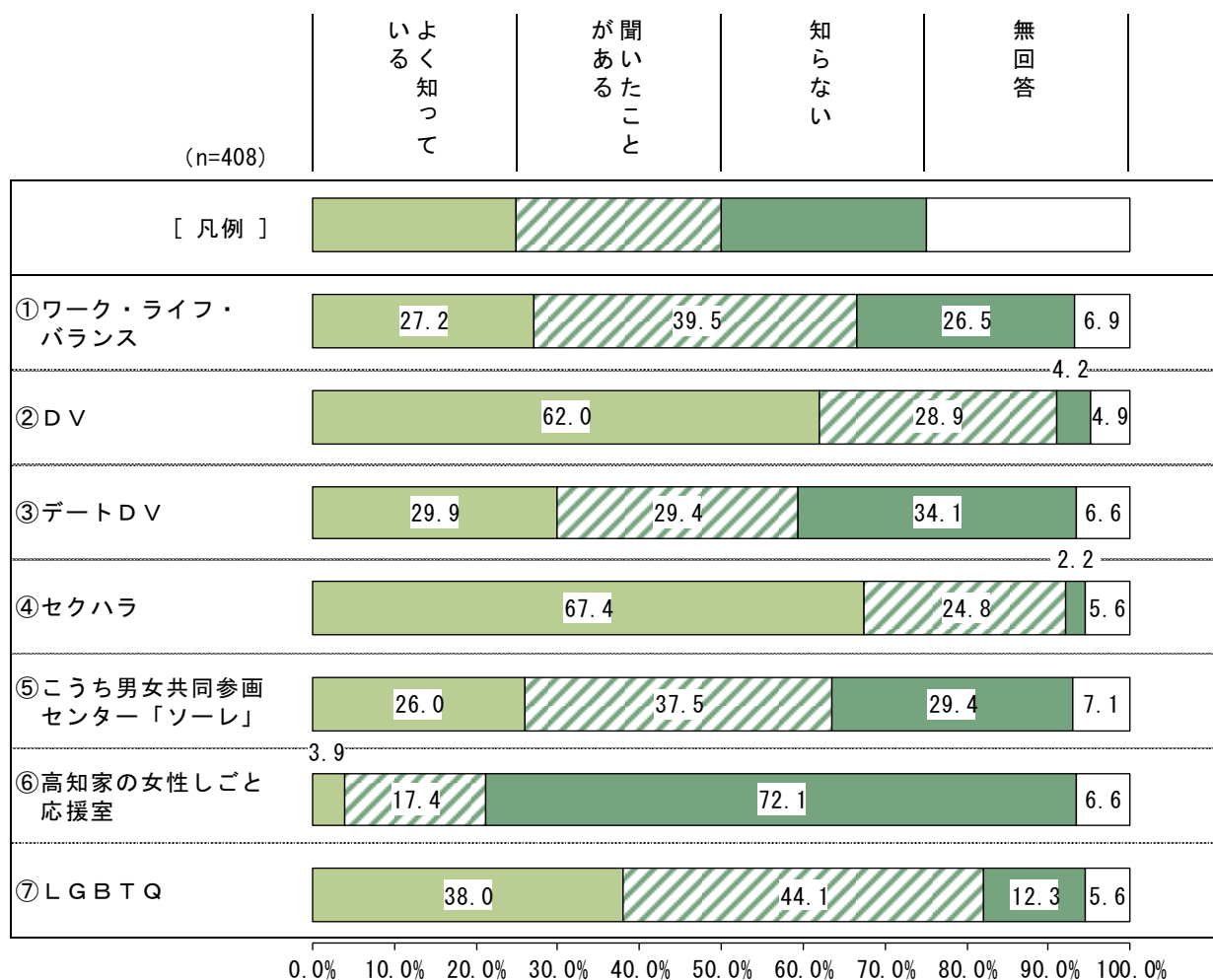


(n=408)

言葉の認知度

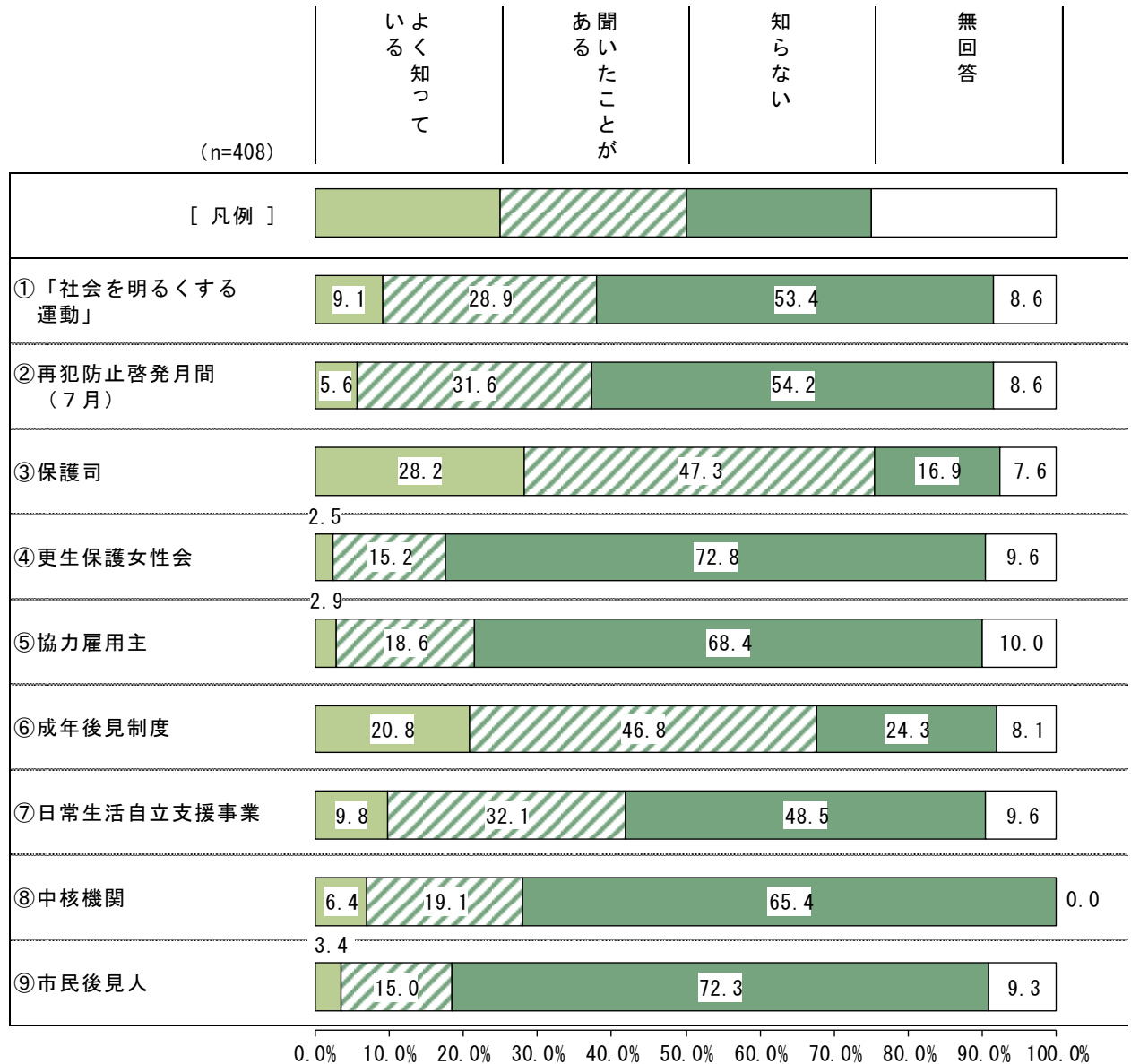
男女共同参画に関する「よく知っている」言葉は、[④セクハラ]、[②DV]が60%を超えて多くなっています。

「知らない」言葉は、[⑥高知家の女性しごと応援室]が72.1%で最も多くなっています。



再犯防止や成年後見制度に関する言葉の認知度について、「よく知っている」言葉は、
 [③保護司] が 28.2% で最も多く、次いで [⑥成年後見制度] が 20.8% となっています。

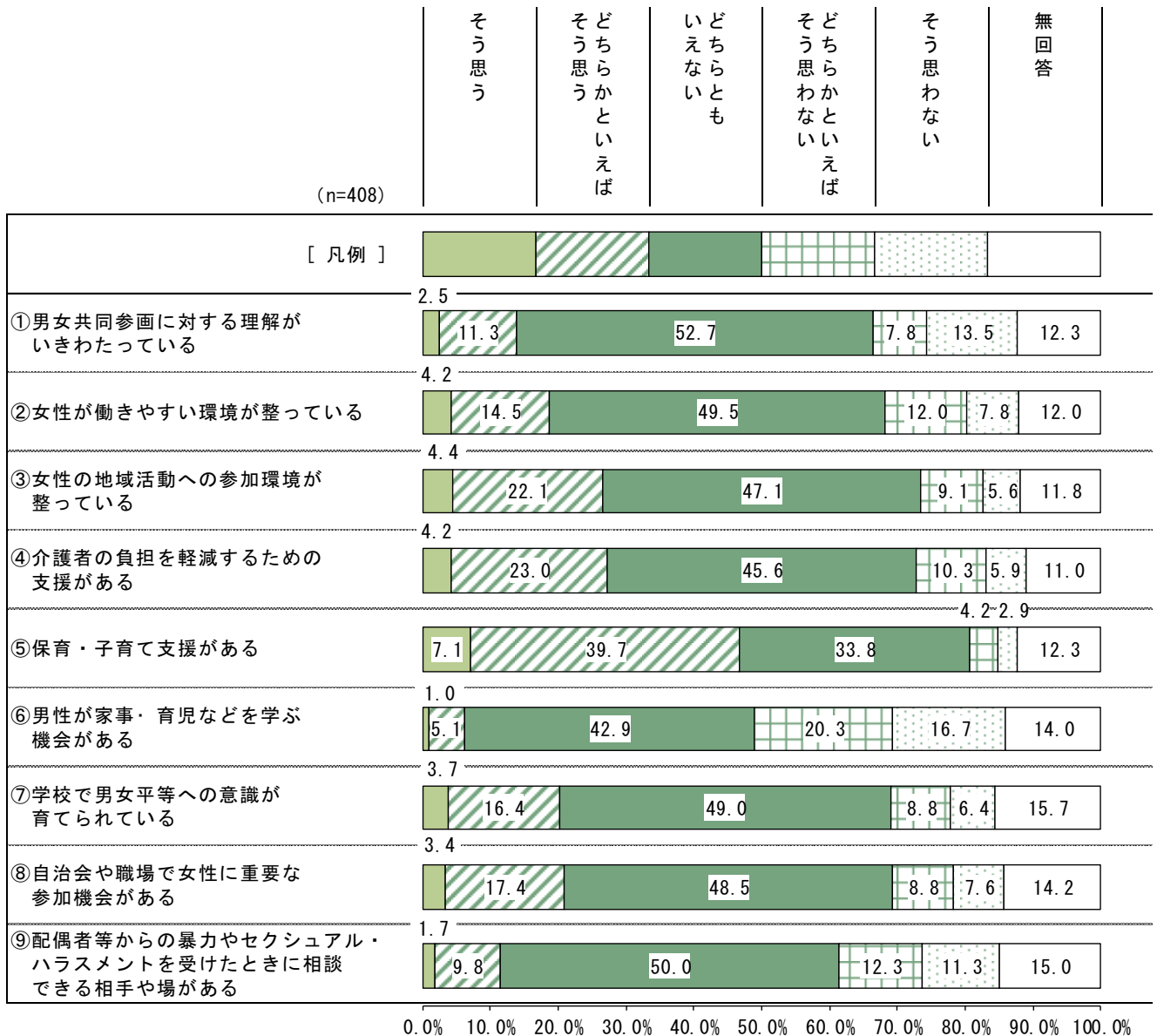
「知らない」言葉は、[④更生保護女性会]、[⑨市民後見人] が 70% 以上、[⑤協力雇用主] が 68.4% となっています。



□■田野町の現状について思うこと

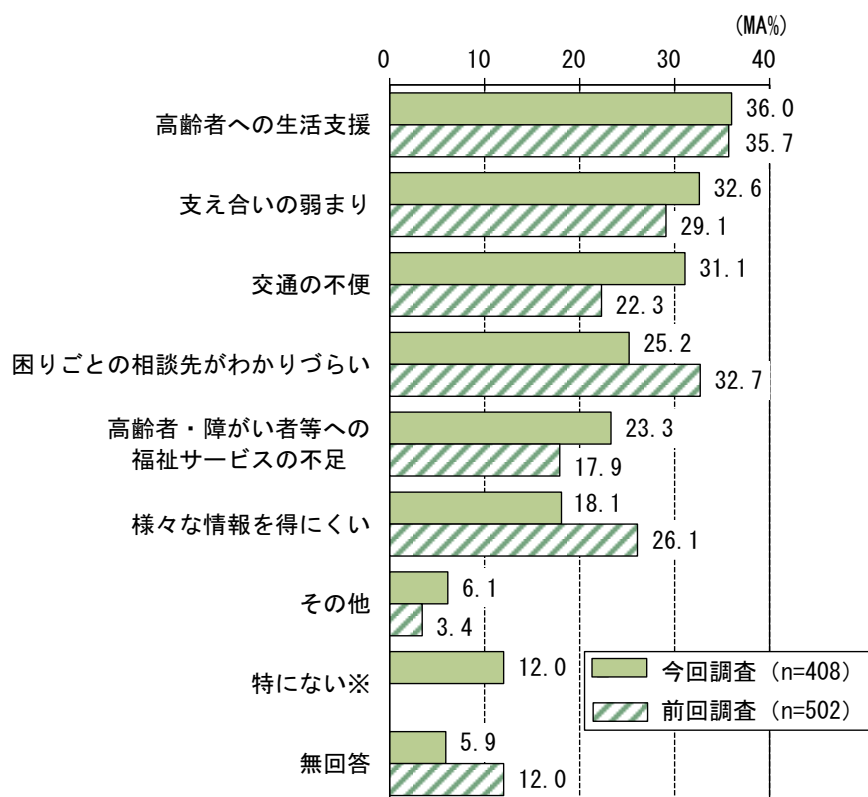
『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は、〔⑤保育・子育て支援がある〕が46.8%と最も多く、次いで〔④介護者の負担を軽減するための支援がある〕、〔③女性の地域活動への参加環境が整っている〕と続いています。

『そう思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）は、〔⑥男性が家事・育児などを学ぶ機会がある〕が37.0%で最も多く、次いで、〔⑨配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントを受けたときに相談できる相手や場がある〕、〔①男女共同参画に対する理解がいきわたっている〕と続いています。



□■生活全般における地域の課題

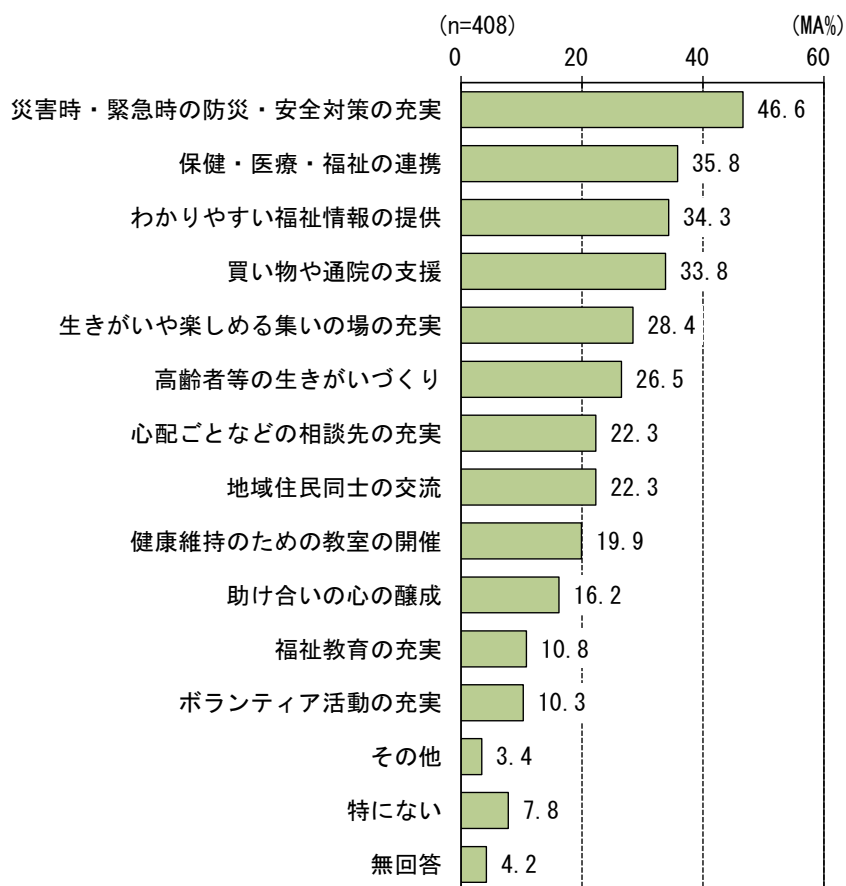
前回調査と比較して、「困りごとの相談先がわかりづらい」、「様々な情報を得にくい」以外の項目で割合が高くなっており、特に、「交通の不便」が8.8ポイント、「高齢者・障がい者等への福祉サービスの不足」が5.4ポイントと差が大きくなっています。



※「特にない」は今回調査から追加した選択肢

□■今後、生活を続けていくためにあったらよいこと

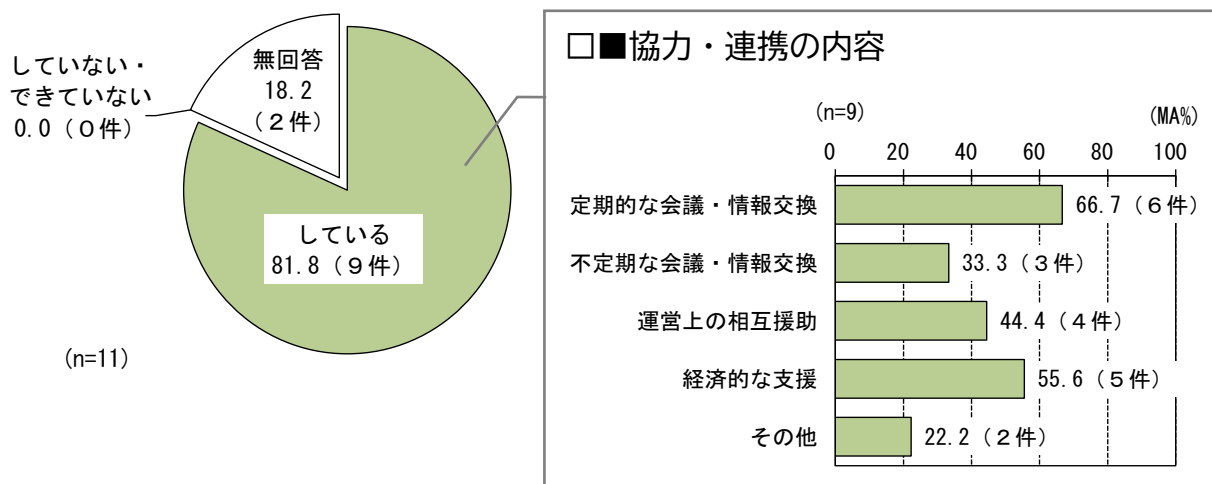
「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」が46.6%と最も多く、次いで、「保健・医療・福祉の連携」が35.8%、「わかりやすい福祉情報の提供」が34.3%、「買い物や通院の支援」が33.8%と続いています。



15. 関係団体調査結果（抜粋）

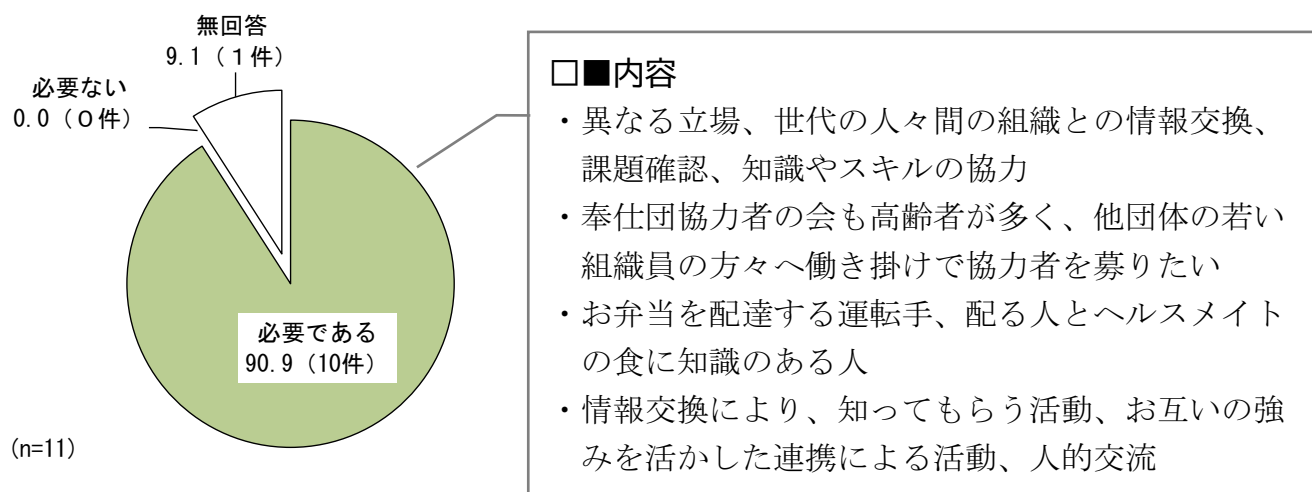
□■他のボランティア・団体等や公共団体等との協力・連携の状況

8割（9件）が「している」と回答しており、協力・連携している内容は、「定期的な会議・情報交換」が66.7%（6件）、「経済的な支援」が55.6%（5件）となっています。



□■他のボランティア・団体等や公共団体等との協力・連携の必要性

「必要である」は9割（10件）となっており、他団体等との協力・連携が必要な内容は、情報交換や課題の共有、活動への人材提供等が挙げられています。



□■団体が把握している地域の困りごとや問題

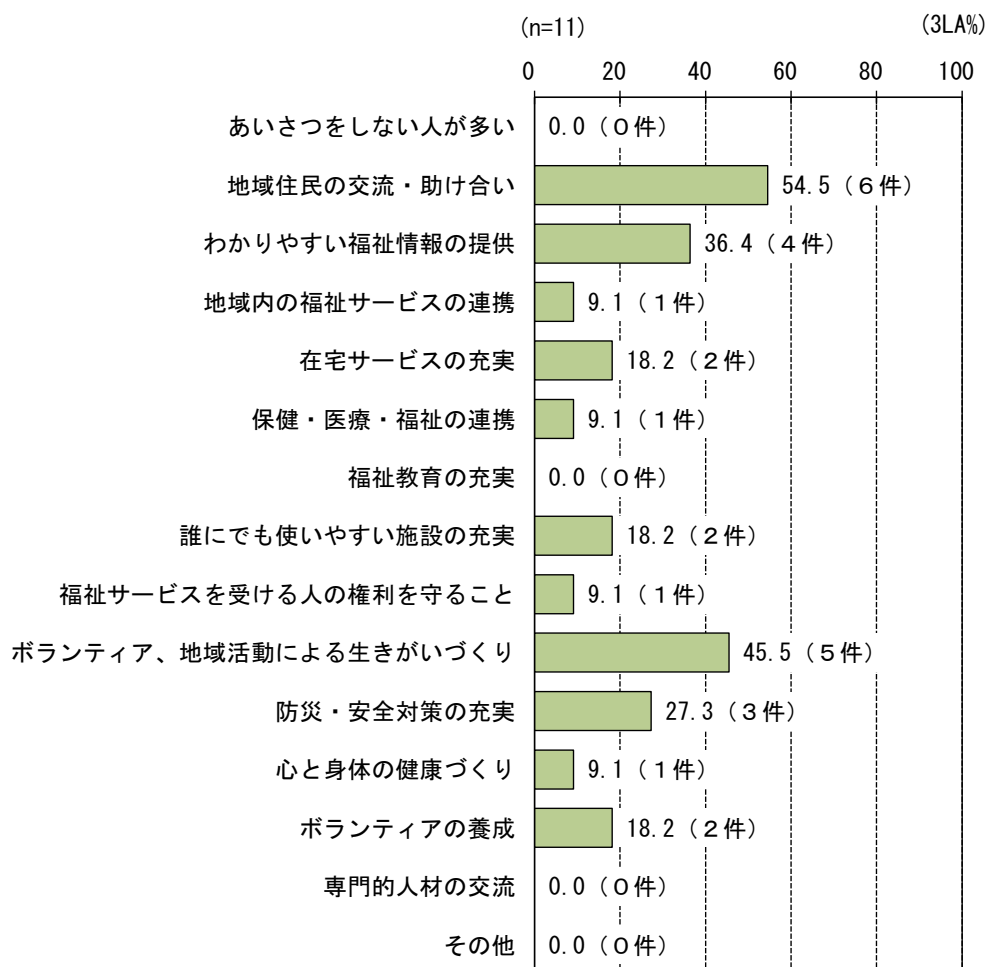
各団体が把握している地域の困りごとは以下のとおりです。

自由意見

- ・子どもを預かる場でのトラブル。
- ・学校での学習のつまずき、友人関係が築けない。
- ・コロナ禍を経験して、感染症が施設利用を制限される要因になり得る。
- ・スタッフの高齢化。
- ・免許証を返納してからの移動手段。
- ・寄付行為の希薄。助け合いの気持ちを、地域の睦みをつなげたい。
- ・介護認定を受けなければ、サービスが受けられないことを知らない家族が多くいる。
- ・町のよいところ、特色を聞いてもお答えが返ってこないように思う。
- ・家の木や草が茂り、道路まで出ているが、その家に刈り手がいない。
- ・自転車に乗っている高齢者がフラフラしており、転倒が心配。

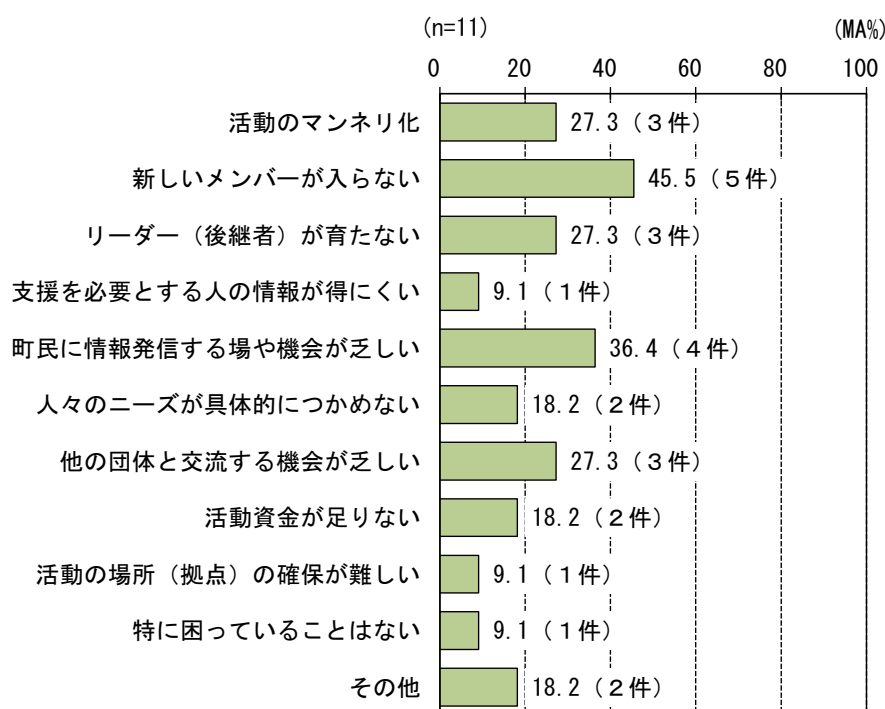
□■地域の問題点や課題

「地域住民の交流・助け合い」が 54.5%（6 件）、「ボランティア、地域活動による生きがいくくり」が 45.5%（5 件）、「わかりやすい福祉情報の提供」が 36.4%（4 件）となっています。



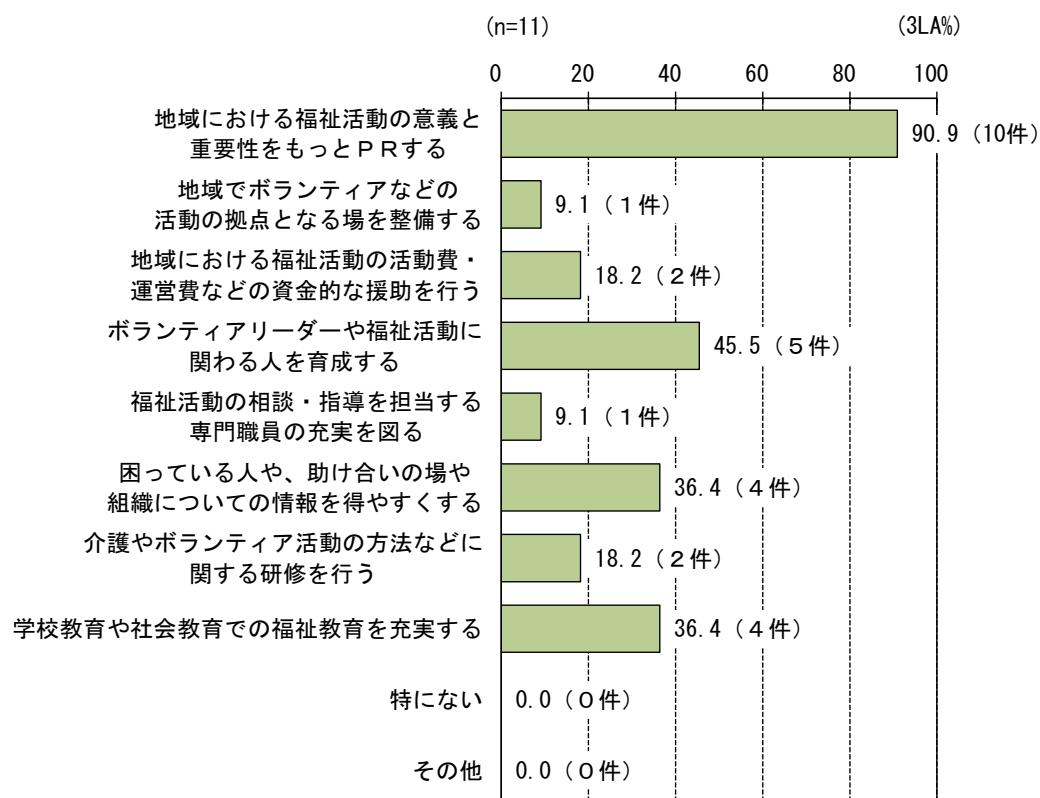
□■地域活動を行ううえでの困りごと

「新しいメンバーが入らない」が45.5%（5件）と多く、「町民に情報発信する場や機会が乏しい」が36.4%（4件）、「活動のマンネリ化」、「リーダー（後継者）が育たない」、「他の団体と交流する機会が乏しい」が27.3%（3件）となっています。



□■地域住民の参加や理解・協力を得るために重要だと思うこと

「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が90.9%（10件）と最も多く、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が45.5%（5件）となっています。



16. 第2次計画の取り組み状況

基本目標1 誰もが安心して楽しく暮らせる地域づくり

関係機関を含めた相談窓口の周知やふれあいや交流の機会を確保し、それぞれの生活環境に合わせた対応ができるような仕組みづくりを推進しました。

また、近い将来、高い確率で発生するとされている地震や近年各地で多発している災害に備え、地域で見守り、支え合う地域づくりや仕組みづくりに取り組みました。

基本方針（1）安心して暮らせるまちづくりを推進します

- ①地域の見守り体制の強化 ②福祉サービスの充実
- ③長く地域で暮らせるための環境づくり

基本方針（2）災害に強いまちづくりを推進します

- ①地域の防災活動の推進 ②災害時の関係機関・ボランティア等との連携
- ③避難行動要支援者の把握

基本方針（3）自分らしくいきいき暮らせるまちづくりを推進します

- ①生きがいづくり ②ボランティアの養成
- ③民生委員・児童委員活動の充実

みえてきた課題

- 住み慣れた地域で少しでも長く生活するための基盤の一つとして、また、高齢者に限らず、車等を持たない住民の移動手段の一つとして、移動支援に関する事業を継続していく必要があります。
- 地区の人口減少や高齢化率の上昇とともに高齢者の独居率も上昇しており、地域のつながりも残っているものの、昔と比べると希薄化していることから、地域のつながりづくりが必要となっています。
- 南海トラフ地震対策として、様々な取り組みを実施しましたが、十分とはいえず、今後も引き続き推進するとともに、必要に応じて新たな取り組みを実施する必要があります。また、災害時に助け合える体制づくりに向け、外部機関だけではなく、地域ぐるみの防災活動が必要となっています。
- 緊急連絡カードの設置の推進については、新型コロナウイルス感染症の影響もあったことから進んでいない状況であり、今後取り組む必要があります。
- 慢性的なヘルパー不足への対応が求められています。
- 地区の高齢化や人口減少により、民生委員・児童委員のなり手不足のため欠員が出ている地区があることや、ボランティアスタッフの高齢化による減少が課題となっており、新たな担い手の確保が必要です。

基本目標2 元気で支え合うぬくもりのある地域づくり

地域における福祉課題を“我が事”として捉え、解決に向けた住民参画による取り組みを推進するとともに、隣近所の助け合いや減少傾向にある世代間交流の場づくりに取り組みました。

基本方針（１）“我が事”として捉える地域を目指します

- ①住民が主体となる活動の強化
- ②生活の困りごとを解決できる地域づくり
- ③地域を支える担い手づくり

基本方針（２）地域のつながり、支え合いの強化を推進します

- ①地域の交流の場づくり
- ②地域福祉活動の活性化
- ③子育て支援

みえてきた課題

- あったかふれあいセンター事業の地区サロン活動（サテライト）について、若い世代や男性にも参加してもらえるよう活動の支援が必要となっています。
- 定期的に関係者が参画する協議体（ちゃあリーダーズ）が集まって活動し、地域でできる生活支援や介護予防について考える必要があります。
- ボランティアスタッフの高齢化や虚弱化による人材の減少が課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響から、外出を控え、閉じこもり状態となり、体調の変化や活動性意欲低下状態となっている人もみられることから、住民の不安解消、活動性が上がって意欲向上ができ、つながりを絶やさない支援が必要となっています。
- 赤い羽根共同募金の実績の減少に伴い、配分金額が減少しています。

基本目標3 つながるネットワークづくり

相談にあたる職員や専門職等の人材確保に努めるとともに、相談対応力の向上、支援体制の整備に取り組みました。

また、福祉分野以外の関係者との連携と情報共有を図り、課題の把握や必要な支援に結びつくようなネットワークの構築を推進しました。

基本方針（１）“丸ごと”支援できる地域づくり

- ①包括的な支援体制の充実
- ②情報提供及び相談支援体制の強化

みえてきた課題

- 日常生活自立支援事業での関わりの中で、近隣の家族親族の支援が望めない、独居・高齢者世帯が増加しています。家族や地域とのつながりが少ない人は生活の変化への気づきが遅れ、困りごとが大きくなってから対応する傾向があり、早期解決に向けて苦慮することがありました。後見制度へのスムーズな移行等、中核機関と連携して対応する必要があります。

基本目標4 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり (自殺対策計画)

自殺者ゼロを目指し、誰も自殺に追い込まれることのない“暮らしやすいまち”の実現に向けて、生きがいづくりや居場所の提供に努めるとともに、専門機関との連携、相談しやすい環境づくりに取り組みました。

基本方針（１）自殺予防に向けた普及啓発の充実

- ①自殺に関する調査・分析
- ②自殺に関する情報の提供
- ③啓発普及活動の推進

基本方針（２）自殺予防のための相談・支援の充実

- ①各分野における相談・支援体制の充実
- ②民間団体への支援及び連携
- ③相談従事者等の資質向上

基本方針（３）地域の特性に応じた取り組みの推進

- ①関係機関のネットワークの強化
- ②自殺対策の推進

基本方針（４）心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療の推進

- ①心の健康づくりの推進
- ②精神疾患の早期発見・早期治療の推進

基本方針（５）自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築

- ①救急医療施設における精神科医との連携
- ②再度の自殺企図防止に向けた支援体制の整備

基本方針（６）遺族等へのケアと支援施策の充実

- ①遺族等への心のケアの充実
- ②遺族等に対する支援施策の強化

みえてきた課題

- 民間団体への支援及び連携、相談従事者等の資質向上は実施ができていません。相談自体がほとんどない状況ですが、相談ができる体制づくりに向けて今後取り組む必要があります。
- 救急医療施設における精神科医との連携について、対象者の情報共有や相談ができる体制は構築できており、事例があれば、随時連携を行います。
- 自殺に関する情報提供、自殺企図防止に向けた支援体制整備は実施ができていないため、今後取り組む必要があります。

第3章 田野町の目指す方向

1. 基本理念

本町のまちづくりの指針となる「田野町総合計画・総合戦略」（以下、「田野町総合計画」という。）では、町の将来像を「だれもが住みたくなる、訪れたくなる生活交流拠点」とし、住民、地域行政が協働し、地域福祉活動をより一層進めることで、人にやさしいまちづくりを推進しています。

本計画では、本町の最上位計画である「田野町総合計画」の考え方を基盤としながら、“地域共生社会の実現”と“地域福祉の推進”を目指しています。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく健康で自立した生活を送れるような社会の実現を目指すものです。

人と人のつながりが薄れつつある現在において、高齢者や子ども、障がいのある人等、地域で暮らす人々が地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、ともに「支え合い」・「助け合い」、お互いに思いやりの心を持つことがますます重要となっています。

以上のことから、本計画では、前期計画に引き続き、『みんなで支え合い、助け合い、あたたかな「交流のまち田野」』を基本理念に掲げ、地域福祉の推進や包括的な支援体制の構築に取り組みます。

基本理念

**みんなで支え合い、助け合い、
あたたかな「交流のまち田野」**

2. 基本目標と施策体系

本町の現状や課題を踏まえつつ、基本理念で目指すまちの姿の実現に向けて、第2次計画における基本目標1～3を引き継ぐとともに、「自殺対策計画」と、今回新たに加える「成年後見制度利用促進基本計画」、「男女共同参画推進計画」、「再犯防止推進計画」、「犯罪被害者等支援計画」の内容を整理し、基本目標4の見直しを行いました。

本計画では以下の4つの基本目標に沿って施策を推進します。

基本理念 みんなで支え合い、助け合い、 あたたかな「交流のまち田野」	基本目標	基本方針
	1. 誰もが安心して 楽しく暮らせる地域づくり	(1) 安心して暮らせるまちづくり
		(2) 災害に強いまちづくり
		(3) 自分らしくいきいき暮らせる まちづくり
	2. 元気で支え合うぬくもりの ある地域づくり	(1) “我が事”として捉える地域づくり
	3. つながるネットワークづくり	(2) 地域のつながり、支え合いの強化
		(1) “丸ごと”支援できる地域づくり
	4. 誰も取り残さない地域づくり	(1) 誰も自殺に追い込まれることのない まちづくり（自殺対策計画）
		(2) 権利を守り、生活を支えるまちづくり （成年後見制度利用促進基本計画）
		(3) 性別に関わりなく、自分らしく 活躍できるまちづくり （男女共同参画推進計画）
		(4) 非行や犯罪をした人を孤立させない まちづくり（再犯防止推進計画）
		(5) 誰もが安心して暮らすことができる まちづくり（犯罪被害者等支援計画）

基本目標１．誰もが安心して楽しく暮らせる地域づくり

高齢化の進展に伴い、高齢者の独居率は上昇傾向にあり、地域のつながりは残っているものの、近所づきあいや世代間交流等の希薄化も見受けられます。

外出支援等の日常生活における困りごとを抱えている人や一人暮らし等で閉じこもり気味の人も増加傾向にあることから、関係機関を含めた相談窓口の周知やふれあいや交流の機会を確保し、それぞれの生活環境に合わせた対応ができるような仕組みづくりを推進します。

また、近い将来、高い確率で発生するとされている地震や近年各地で多発している災害に備え、平時・非常時問わず地域で見守り、支え合う地域づくりや仕組みづくりを進めていきます。

さらに、地域福祉を推進するにあたって、一人ひとりが心身の健康を維持・増進し、健康意識をより向上していくことは必要不可欠なため、子どもから高齢者まで各年代に応じた健康意識の啓発に取り組みます。

基本方針	具体的な取り組み
(１) 安心して暮らせるまちづくり	①地域の見守り体制の強化
	②福祉サービスの充実
	③長く地域で暮らせるための環境づくり
(２) 災害に強いまちづくり	①地域の防災活動の推進
	②災害時の関係機関・ボランティア等との連携
	③避難行動要支援者の把握
(３) 自分らしくいきいき暮らせるまちづくり	①生きがいづくり
	②ボランティアの養成
	③民生委員・児童委員活動の充実

基本目標２．元気で支え合うぬくもりのある地域づくり

地域における福祉課題を“我が事”として捉え、解決に向けた住民参画による取り組みを推進するとともに、隣近所の助け合いや減少傾向にある世代間交流の機会の確保に努めます。

また、町外からの子育て家族の移住者が増加傾向にあることから、切れ目のない子育て支援環境の充実を図ります。

基本方針	具体的な取り組み
(１) “我が事”として捉える地域づくり	①住民が主体となる活動の強化
	②生活の困りごとを解決できる地域づくり
	③地域を支える担い手づくり
(２) 地域のつながり、支え合いの強化	①地域の交流の場づくり
	②地域福祉活動の活性化
	③こどもまんなか社会の実現

基本目標３．つながるネットワークづくり

高齢化の中で人口減少が進行し、子育てや介護等の福祉ニーズが多様化・複雑化してきており、今後もさらに増大することが見込まれます。

また、生活困窮やひきこもり、ヤングケアラー等、複合的な課題を抱えている世帯の増加も全国的に課題となっています。

誰もがニーズに合った支援を受けられるよう、住民が抱える複合的な課題や多様な福祉ニーズを包括的に受け止め、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられる体制を整備していくことが重要となります。そのために、情報提供や福祉サービスの充実を図るとともに、地域・町・福祉関係機関等による地域福祉のネットワークの構築を推進します。

また、複雑化・複合化した地域の課題に対応できるよう、相談支援の充実や包括的な支援体制の整備に努めます。

基本方針	具体的な取り組み
(１) “丸ごと” 支援できる地域づくり	①多機関協働型の包括的な支援体制の充実
	②情報提供の充実
	③相談窓口の連携強化

基本目標４．誰も取り残さない地域づくり

地域における支援体制の連携強化を図り、“誰も自殺に追い込まれることのないまち”の実現を目指します。

また、一人ひとりの多様な人権が尊重されるよう、成年後見制度の利用促進や普及啓発、男女共同参画等を推進するとともに、虐待やDVに関する複雑なケースに対応するため、関係機関との連携を図った支援強化に取り組めます。

さらに、再犯防止に関する取り組みの推進に向けた周知・啓発や、再犯防止に関する団体への支援、犯罪被害者への支援等を行います。

基本方針	具体的な取り組み
(１) 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり (自殺対策計画)	①自殺予防に向けた普及啓発の充実
	②自殺予防のための相談・支援の充実
	③自殺対策を支える人材の育成
	④生きることへの促進要因への支援
	⑤児童生徒の自殺予防
(２) 権利を守り、生活を支えるまちづくり(成年後見制度利用促進基本計画)	①成年後見制度の周知・啓発の推進
	②利用しやすい環境整備と担い手支援
	③地域連携ネットワークの整備
(３) 性別に関わりなく、自分らしく活躍できるまちづくり (男女共同参画推進計画)	①男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現
	②あらゆる分野における女性の活躍の推進 (女性活躍推進計画)
	③ワーク・ライフ・バランスの実現
	④配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 (DV 対策基本計画)
(４) 非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくり (再犯防止推進計画)	①就労・住居の確保
	②関係機関・団体等との連携
	③広報・啓発活動の推進
(５) 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり (犯罪被害者等支援計画)	①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進
	②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実
	③日常生活等への支援

第4章 具体的な取り組みと今後の方向性

基本目標1. 誰もが安心して楽しく暮らせる地域づくり

基本方針（1）安心して暮らせるまちづくり

①地域の見守り体制の強化

お互いに助け合うことができる関係づくりを目指し、地域全体で高齢者、障がいのある人、子ども等を見守る体制を強化します。

②福祉サービスの充実

身近な地域で、自立した生活に必要な福祉サービス等が総合的かつ適切に利用できるよう、サービスの質の向上、サービス提供体制の拡充を進めます。

③長く地域で暮らせるための環境づくり

支援を必要としている人と適切な福祉サービスがつながるよう、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、人材の確保を進めます。

地域福祉計画	自助	自分たちで できること	・近所や地域であいさつや声掛けをする ・話し相手や集いの場を確保する ・困っている人や気になる人がいたら、町や社会福祉協議会等につなげる
	共助 ・ 互助	地域で できること	・地域であいさつ運動を行う ・高齢者世帯や一人暮らし世帯を把握し、情報共有をする ・集まりやすい環境をつくる ・魅力のある地域行事やイベントを開催し、参加を促す ・困りごとを共有し、お互いに助け合う
	公助	町で できること	・緊急時の通報体制の整備 ・行政・民生委員・地域が連携した見守りネットワークの構築 ・高齢者等の在宅支援 ・高齢者への消費者被害や交通事故等の防止啓発 ・各種制度や福祉サービスの周知、利用促進 ・たのくるバスの運営 ・タクシーチケットの交付等による外出支援の実施 ・地域公共交通会議の開催（年2回） ・医療及び介護分野における人材確保支援 ・軽度生活支援事業の実施

社会福祉協議会で
できること
(地域福祉活動計画)

- ・緊急連絡カード設置の推進
- ・福祉団体との協働の推進
- ・住民主体の福祉サービスの実施
- ・にこにこサロンの実施
- ・訪問給食サービス事業
- ・権利擁護に関する制度の広報活動の充実
- ・子どもの通学の見守り
- ・生活支援体制整備事業（協議体）の開催

基本方針（２）災害に強いまちづくり

①地域の防災活動の推進

災害時に助け合える関係づくりに向けて、身近な地域において、定期的に避難訓練を実施できるよう支援する等、地域の防災体制の強化を図ります。

②災害時の関係機関・ボランティア等との連携

地域住民と関係機関・ボランティア等との連携・協力を進め、災害時の支援体制の強化に努めます。

③避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者の把握を行うとともに、災害時における避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等を記した個別計画の作成を推進します。

地域福祉計画	自助	自分たちで できること	・家庭内で災害時を想定した話し合いを行う ・自主防災組織や地区の活動に積極的に参加する
	共助 ・ 互助	地域で できること	・お互いに助け合うことのできる関係づくりに努める ・災害時は隣近所に声掛けをする ・地域で避難訓練を行い、避難経路を確認する ・高齢者や障がい者等の手助けが必要な人を把握する ・防災マップを作成し、配布する ・危険な場所や道路を周知する
	公助	町で できること	・避難行動要支援者名簿の整備、活用 ・要援護者の情報の集約 ・自主防災組織や消防団との連携 ・避難所や避難マップ等の情報提供 ・備蓄品の確保 ・防災学習、防災訓練の実施 ・住宅耐震化促進事業費補助金、ブロック塀等対策推進補助金、老朽建築物除去事業補助金の推進 ・住宅の耐震化補助金等の制度の周知 ・避難行動要支援者への個別計画策定の支援
社会福祉協議会で できること (地域福祉活動計画)			・緊急連絡カードの設置の推進 ・災害ボランティア講座の開催 ・災害ボランティアセンターの体制づくり ・避難行動要支援者への支援 ・広報での情報提供

基本方針（３）自分らしくいきいき暮らせるまちづくり

①生きがいづくり

住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと生活できるよう、生きがいづくりを推進します。

②ボランティアの養成

ボランティア団体、NPO法人等が行う活動の幅を広げ、その質を一層高めるための、人材の育成等の活動支援を行います。

③民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員の役割や活動内容について広く周知するとともに、民生委員・児童委員が活動する中での悩みや困難事例による負担の解消を図ります。

地域福祉計画	自助	自分たちで できること	・趣味や楽しみをみつける ・地区行事やサロン等に積極的に参加する ・健康診査やがん検診等を受診して健康管理を行う ・運動教室やスポーツイベント等に積極的に参加する ・老人クラブ等に参加する
	共助 ・ 互助	地域で できること	・イベント等で個人の得意分野を生かす ・地域で男性が活躍できる場をつくる ・閉じこもり気味の人を把握し、孤立を防ぐ
	公助	町で できること	・ゲートキーパー*養成講座の開催 ・ゲートキーパーによる関係機関等への紹介（つなぎ）支援 ・地域でのボランティア活動の拡充 ・社会参加や交流の場づくり ・「健康づくり」と「介護予防」への取り組み ・就労支援 ・生活困窮者へ対応できる体制づくり ・住民の心と身体健康意識を高める活動を行う ・地域での取り組みの支援 ・町イベントの周知啓発 ・民生委員・児童委員の活動支援 ・民生委員・児童委員のなり手の確保
社会福祉協議会で できること (地域福祉活動計画)			・老人福祉センターの健康と生きがいづくり教室事業 ・各種団体事業 ・ボランティアセンター事業の推進・機能強化 ・ボランティア活動への支援・助成

コラム

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことを指します。

コラム

田野町内で実施しているイベント

- ・ 田野町産業まつり
- ・ 四国一小さな町のたのイルミ
- ・ みんなの夏まつり
- ・ 町民運動会
- ・ 町内駅伝大会
- 等

基本目標２．元気で支え合うぬくもりのある地域づくり

基本方針（１）“我が事”として捉える地域づくり

①住民が主体となる活動の強化

自分たちの住む地域の目指すべき姿や課題を抽出し、その解決に向けて住民が自主的に考え、取り組む活動を支援します。

②生活の困りごとを解決できる地域づくり

地域の困りごとやニーズを把握し、身近な助け合いで解決できること、町の事業を活用すること等、レベルに応じた支援が適切に実施できるよう努めます。

③地域を支える担い手づくり

様々な場面において、後継者不足、担い手不足が課題となっているため、地域福祉の担い手の育成に取り組みます。

地域福祉計画	自助	自分たちで できること	・ 家族や隣近所に声掛けをする ・ 一人ひとりができる範囲で手助けをする ・ ちょっとした困りごとをお願いできる環境をつくる ・ 地区で実施している百歳体操の教室へ参加する
	共助 ・ 互助	地域で できること	・ 買い物に行くときは地域で声掛けをする ・ 困っている人をみつけたら、地域で共有し、解決方法を考える
	公助	町で できること	・ ネットワーク会等で地域の課題を把握する ・ たのくるバスやタクシーチケット交付を通した外出支援策の確保 ・ 相談支援体制づくり ・ 福祉制度の狭間の課題への対応方法を検討する
社会福祉協議会で できること (地域福祉活動計画)			・ コミュニティソーシャルワーク*機能の充実 ・ 地域福祉活動を支える人材づくり ・ 生活福祉資金の貸付 ・ 相談支援体制の充実 ・ 福祉制度の狭間にある要支援者への支援 ・ 学校や地域での福祉教育の実施 ・ 多様なニーズに応える住民参加型福祉活動の推進

コラム

コミュニティソーシャルワークとは

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践のことを指します。

基本方針（２）地域のつながり、支え合いの強化

①地域の交流の場づくり

様々な世代の人が交流する機会をつくります。

②地域福祉活動の活性化

住民一人ひとりが様々な機会や活動を通じて交流し、つながりを広げ、互いに支え合えることができるよう、地域福祉活動の活性化を図ります。

③こどもまんなか社会の実現

子どもたちが地域の中で安全に、安心して成長していけるよう、住民一人ひとりが地域全体で子育てをするという意識を持てるよう、意識啓発に取り組みます。

地域福祉計画	自助	自分たちで できること	・井戸端会議を行う ・世代間交流の場に積極的に参加する ・家族や地域に地区活動や地区で行うサロン活動への参加を促す ・困っている人がいたら適切な機関へつなげる ・子育ての悩みや不安を聞いてあげる ・子育てイベントに積極的に参加する ・空き家情報の提供
	共助 ・ 互助	地域で できること	・世代間交流のできる場を確保する ・いきいき百歳体操等、介護予防の啓発を行う ・地区活動や地区で行うサロン活動の周知を図る ・子どもが犯罪や事故に巻き込まれないように見守りや声掛けを行う
	公助	町で できること	・子どもから高齢者、障がいのある人もすべての住民が集える場の確保 ・空き家の利活用 ・虐待防止の啓発 ・子育て支援と相談体制の充実 ・介護予防事業の推進 ・子どもの放課後の居場所づくり ・住民の“やりたい”活動を支える ・在宅介護世帯への支援 ・軽度生活援助事業（在宅一人暮らし高齢者等への家事援助）
社会福祉協議会で できること （地域福祉活動計画）			・支え合いの人材育成 ・日常生活自立支援事業の実施 ・介護予防事業の推進 ・世代間交流事業の推進 ・地域福祉活動を実践する人材の育成・養成 ・修学資金 ・学校と連携した赤い羽根共同募金の意識啓発 ・にこにこ食堂（子ども食堂）の実施

基本目標3. つながるネットワークづくり

基本方針（１）“丸ごと” 支援できる地域づくり

①多機関協働型の包括的な支援体制の充実

複雑化・多様化する地域の課題に対応し、誰一人、制度サービスの狭間に陥ることがない地域を目指し、包括的な支援体制の充実を図ります。

②情報提供の充実

福祉に関する制度やサービスについて、住民の視点に立ったわかりやすい情報提供に努めます。

③相談窓口の連携強化

多様な分野の機関と連携し、どの分野・窓口からでも住民のニーズを把握でき、適切な支援につなぐことができる体制を整備します。

地域福祉計画	自助	自分たちで できること	・困っている人や気になる人がいたら、町や社会福祉協議会等に連絡する ・家族や友人等の相談にのる
	共助・互助	地域で できること	・高齢者世帯や一人暮らし世帯、高齢者や障がい者等の手助けが必要な人を把握し、情報共有をする
	公助	町で できること	・地域住民への研修の実施 ・役場関係各課及び専門職のネットワーク活用と連携強化 ・福祉分野以外との連携を通じた活躍の場、交流の場づくり ・役場において、担当外の相談にも対応できる支援体制の強化 ・地域住民と定期的に話し合う場を持つ ・広報等による住民への意識啓発 ・重層的支援体制整備事業*の実施に向けた検討
社会福祉協議会で できること (地域福祉活動計画)			・コミュニティソーシャルワーカーの配置 ・小地域福祉ネットワーク活動の推進 ・ネットワーク会議への参画 ・ホームページの更新や社協だよりの発行 ・相互理解と社会福祉協議会事業の周知 ・日常生活自立支援事業の実施

コラム

重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、市町村の包括的な支援体制を構築するために、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に推進するための国の事業です。

基本目標４．誰も取り残さない地域づくり

基本方針（１）誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり （自殺対策計画）

①自殺予防に向けた普及啓発の充実

一人ひとりが自殺に対する正しい知識を持ち、家族や友人等の周囲の人のサインを敏感に察知し、なるべく早く必要な機関や専門家につなぐことができる環境を整備します。

②自殺予防のための相談・支援の充実

悩みを一人で抱え込まず、支援者や相談機関に相談し、適切な対応・支援が得られるよう、相談体制の充実を図ります。

③自殺対策を支える人材の育成

住民一人ひとりが、悩みを抱えた人のＳＯＳサインに気づき、支援者や支援機関につなぐことができる体制に向けて、自殺対策に関わる人材の育成・見守り体制の充実に努めます。

④生きることへの促進要因への支援

生活に経済的な困難を抱える人や、健康に不安を覚える人、子育てに悩みを感じる人等、様々な課題を抱えた人の「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」が増えるよう、幅広い取り組みを推進します。

⑤児童生徒の自殺予防

命を大切にする教育や、困ったときや悩んだときに相談する先の啓発と周知、ＳＯＳの出し方に関する教育、児童生徒が生きることの促進要因を増やすことができる取り組みを推進します。

自助	自分たちで できること	・身近な人と日頃からコミュニケーションを図り、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応に努める ・一人で抱え込まず、誰かに相談する
共助 ・ 互助	地域で できること	・閉じこもり気味の人を把握し、町や社会福祉協議会等と情報共有をする ・「ここから東部地域ネットワーク会議」（安芸福祉保健所自殺予防ネットワーク）への参加による連携強化 ・寄り添い、悩み等を聞いてあげる
公助	町で できること	・児童生徒から高齢者まですべての人が自殺予防やうつ病等の精神疾患に関する理解の促進を図るため、学ぶ機会を確保する ・ゲートキーパー養成講座の開催 ・医療機関と連携した精神疾患の早期発見・早期治療体制の構築

社会福祉協議会で できること

- ・相談支援
- ・専門家へのつなぎ
- ・あったかふれあいセンター利用者の心の変化の気づき
- ・住民からの情報把握と対応
- ・町自殺対策計画への取り組み支援
- ・精神疾患の早期発見・早期治療の取り組み援助
- ・関係機関との情報共有

□■数値目標

項目	目標値（令和 11 年度）
自殺者数	0 人

コ ラ ム

自殺対策基本法について

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

自殺対策基本法	目的	近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
	基本理念	○自殺対策は、生きることの包括的な支援として、すべての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らす妨げとなる諸要因の解消に必要な支援や環境の整備の充実等を幅広く実施する ○自殺対策は、自殺の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施する ○自殺対策は、自殺の実態に即して実施する ○自殺対策は、事前予防、危機への対応及び事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施する ○自殺対策は、関係する者の相互の密接な連携の下に実施する

基本方針（２）権利を守り、生活を支えるまちづくり （成年後見制度利用促進基本計画）

①成年後見制度*の周知・啓発の推進

成年後見制度利用促進について、中芸広域連合及び高知県社会福祉協議会、関係事業所等と情報共有を行いながら、支える仕組みづくりを強化し、孤立させない取り組みを推進します。

②利用しやすい環境整備と担い手支援

制度利用についての相談がしやすい環境整備と、市民後見人、生活支援員、法人後見実施団体の養成や後見人等の支援の充実に努めます。

③地域連携ネットワーク*の整備

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携することで、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげることができるよう、地域連携ネットワークの構築に向けた体制づくりを行います。

自助	自分たちで できること	・権利擁護の制度について学ぶ機会に参加する ・自身や身近な人の判断能力が低下した際にどのような対応が可能か検討する
共助 ・ 互助	地域で できること	・地域の中で、判断能力の低下等により、困りごとを抱える人がいた場合、関係機関につなぐ ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等の公的支援について、地域で学習する機会をつくる
公助	町で できること	・事業や制度、相談窓口の周知・啓発 ・成年後見制度の不正を未然に防止するため、広く制度の理解を促す ・中芸広域連合と連携した、市民後見人、生活支援員、法人後見実施団体の養成 ・市民後見人等の支援の充実 ・中核機関（中芸広域連合）との連携
社会福祉協議会で できること		・事業や制度、相談窓口の周知・啓発 ・日常生活自立支援事業の推進 ・法人成年後見事業の推進 ・中核機関（中芸広域連合）との連携

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分ではない人を保護するための制度です。

成年後見制度は大きく分けて、①法定後見制度と②任意後見制度の2つの種類があります。

①法廷後見制度

区分	対象となる人	援助者	
補助	判断能力が不十分な人	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	成年後見人	

②任意後見制度

十分な判断能力がある人が、将来判断能力が十分ではなくなった場合に備えて、あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が十分ではなくなったときに、その契約に基づいて任意後見人が本人を援助する制度です。契約は、家庭裁判所が「任意後見監督人選任の審判」をしたときから、その効力が生じます。

地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは、本人らしい生活を守るための制度として、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するもので、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

また、中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。本町においては中芸広域連合が中核機関の役割を担っています。

成年後見制度利用促進法について

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、共生社会の実現に必要となっていますが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度利用促進法が平成28年に公布・施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

成年後見制度利用促進法	目的	認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
	基本理念	○ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念を尊重する ○地域の需要に対応した成年後見制度の利用を促進する ○成年後見制度の利用に関する体制を整備する

基本方針（３）性別に関わりなく、自分らしく活躍できるまちづくり （男女共同参画推進計画）

①男女平等を基本とした男女共同参画社会*の実現

様々な機会を通して男女共同参画の視点を定着させるための広報・啓発活動、学習機会の提供に取り組み、男女共同参画の意識の高揚を図ります。

②あらゆる分野における女性の活躍の促進（女性活躍推進計画）

町の政策・方針決定や審議会、各種委員会委員、職業、地域活動等のあらゆる分野への女性の参画を促進する取り組みを推進します。

③ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事と生活の調和がとれた生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性を普及啓発していきます。

④配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）

パートナー間や男女間でのDVやセクシュアル・ハラスメント等に対する啓発を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、相談窓口の充実等、支援体制の確立に努めます。

自助	自分たちで できること	・自身や他の人の人権や価値観を大切する ・自身のやりたいことに積極的に挑戦する ・固定的な性別役割分担に捉われることなく、男女がともに担うという自覚を持つ ・家事や仕事等、協力しあって取り組む ・ハラスメントやDV等を受けたときの相談先を把握しておく
共助 ・ 互助	地域で できること	・慣行や社会通念上の性別による役割分担の見直しを図る ・労働者が家庭・職場・地域の活動のバランスのとれた豊かなライフスタイルを手に入れることができるよう、職場環境を見直す ・職場におけるハラスメント対策に取り組む
公助	町で できること	・相談窓口の周知 ・男女共同参画に関する周知・啓発 ・審議会等への女性参画の推進 ・男女共同参画を促進する団体への支援 ・事業所に対するワーク・ライフ・バランスの周知・啓発 ・様々なハラスメント被害を未然に防止するための啓発活動及び相談体制の整備
社会福祉協議会で できること		・相談対応 ・男女共同参画に関する周知・啓発

コラム

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、女性や男性といった性別に関係なく誰もが人権を尊重され、自らの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

これまでの社会では、「男性が働き女性が家庭を守る」というような性別役割分担意識によって、女性の社会進出や男性の家庭参加が進まない状況がありました。

こうした問題を解決するために、国では働く意欲のあるすべての女性の活躍を促すための女性活躍推進法等の法律を制定し、男女共同参画の実現に向けて取り組んでいます。

コラム

男女共同参画社会基本法について

少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化に対応していくためには、男女が一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要であり、その実現を図るため、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされました。

男女共同参画社会基本法

目的

男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性に鑑み、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

基本理念

- 男女の人権を尊重する
- 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮をする
- 男女が政策等の立案及び決定に共同して参画する機会を確保する
- 家庭生活における活動と他の活動の両立を支援する
- 男女共同参画社会の形成の促進は国際的協調の下に行われる

女性活躍推進法について

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活で活躍することにより、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成27年に「女性活躍推進法」が施行されました。

同法において、市町村は、基本方針及び都道府県推進計画を勘案し、当該市町村の区域内における女性の就業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるとされました。

女性活躍推進法	目的	近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。
	基本理念	○女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮をする ○職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にする ○女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思を尊重する

DV防止法について

今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を図るため、平成13年にDV防止法が成立・施行されました。

市町村は、国の基本方針や都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めるとされています。

また、DV防止法は令和6年により改正法が施行されており、保護命令制度の拡充、国や都道府県が定める基本方針・基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化等が図られています。

基本方針（４）非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくり （再犯防止推進計画）

①就労・住居の確保

障害者就業・生活支援センターや生活困窮者自立支援制度等、国や県及び町の支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着ができるよう支援します。

②関係機関・団体等との連携

保護司*会や更生保護女性会等の更生保護活動に対する支援を行うとともに、連携を強化します。

また、保護司が保護観察対象者と面接する場所の確保に協力します。

③広報・啓発活動の推進

保護司会と連携し、犯罪と非行の防止と犯罪をした人等の社会復帰を支援することの重要性について、地域の理解を深めることを目的として、社会を明るくする運動*、再犯防止啓発月間*をはじめとした広報・啓発活動を推進します。

自助	自分たちで できること	・ 罪を犯した人の立ち直りを見守り、存在を受け入れる ・ 社会を明るくする運動について知り、積極的に参加する ・ 更生保護ボランティア活動への理解を深める
共助 ・ 互助	地域で できること	・ 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発 ・ 再犯防止に関する理解の促進に向けた取り組みに参加する ・ 保護司や協力雇用主、更生保護女性会、ＢＢＳ会等、更生保護ボランティアを支援する
公助	町で できること	・ 就労支援の充実 ・ 住居の確保 ・ 再犯防止啓発月間の周知 ・ 社会を明るくする運動の広報・啓発活動 ・ 生活困窮者自立支援事業等との連携による支援 ・ 保護司会、更生保護女性会、学校等との連携強化 ・ 薬物乱用防止対策の推進
社会福祉協議会で できること		・ 社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間等による広報・啓発の実施 ・ 生活困窮者自立支援事業や関係機関との連携 ・ 更生保護に携わる団体への活動支援

コラム

保護司とは

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（本質的には民間のボランティア）です。地域社会の中でボランティアとして、犯罪をした人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っています。

コラム

社会を明るくする運動とは

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

コラム

再犯防止啓発月間（7月）とは

広く再犯防止についての関心と理解を深めてもらうため、再犯防止推進法第6条に基づき、毎年7月を「再犯防止推進月間」と定め、重点的に再犯防止に関する様々な広報・啓発活動を展開することとしています。

関係機関・団体一覧

機関名	所在地	電話番号
高知保護観察所	高知市丸ノ内1丁目4番1号 高知法務総合庁舎2階	088-873-5118
高松矯正管区	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎8階	087-822-4455
コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）	香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎B1階	0120-29-5089
法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）	高知市塩田町19-13	088-872-9330
高知県地域生活定着支援センター	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ1階	088-855-3611

再犯防止推進法について

再犯防止政策は国の重要な刑事政策の一つであり、再犯防止政策強化のため、平成 28 年に「再犯防止推進法」が公布・施行されました。

都道府県と市町村は国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるとされています。

再犯防止推進法	目的	国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。
	基本理念	○犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する ○犯罪をした者等が、その特性に応じ、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする ○犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である ○犯罪及び非行の実態、調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

基本方針（５）誰もが安心して暮らすことができるまちづくり （犯罪被害者等支援計画）

①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身につける教育・啓発を推進します。

②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

関係機関や団体等との連携を強化するとともに、犯罪被害者等への適切な相談・支援体制の構築に努めます。

③日常生活等への支援

被害を受けることにより、普段行えていた日常生活（家事・育児・介護・食事・仕事等）に支障がでることや、転職や転居等を余儀なくされることもあるため、それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

自助	自分たちで できること	・相手の気持ちになって考えることができる力を身につける ・被害者やその家族の置かれている状況や心情を考え、「寄り添う」気持ちを持って接する ・普段どおりに接しながら見守る
共助 ・ 互助	地域で できること	・犯罪被害者やその家族が置かれている状況を知り、地域全体で支える ・地域の中で悩んでいる人がいた場合、専門機関を紹介する
公助	町で できること	・「犯罪被害者週間*」等の広報・啓発活動 ・犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」による相談及び情報の提供 ・高知県や警察、専門機関等との連携強化
社会福祉協議会で できること		・生活困窮者自立支援事業や関係機関との連携

コラム

犯罪被害者週間とは

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められました。この週間では、犯罪被害者等が置かれている状況、また、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に対する国民の理解を深めるため、全国各地で様々な啓発活動が実施されます。

□■犯罪被害者等支援に関する主な相談窓口

相談窓口	相談時間	所在地	連絡先
警察総合相談電話	24 時間対応	高知市丸ノ内2丁目番30号	088-823-9110 #9110
犯罪被害者ホットライン (高知県警察本部警務部 県民支援相談課 被害者支援室)			088-871-3110
性犯罪・DV・ストーカー等 相談電話 (高知県警察本部警務部 県民支援相談課 警察総合 相談室)			088-873-0110
犯罪被害者等支援相談窓口 (高知県文化生活部 県民 生活課)	月曜日～金曜日 午前9時～正午、 午後1時～午後4時 (土日祝、年末年始 除く)	高知県庁本庁舎5階 (高知市丸ノ内1丁目 2番20号)	088-823-9340
認定特定非営利活動法人 こうち被害者支援センター	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 (土日祝、年末年始 除く)	高知市越前町1-6-32	088-854-7867
法テラス高知 (日本司法支援センター 高知地方事務所)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土日祝祭日休業)	高知市本町4丁目1番37号 丸ノ内ビル2階	050-3383-5577

犯罪被害者等基本法について

犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

市町村は、犯罪被害者支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定及び実施することとされています。その一環として、本町では犯罪被害者等支援計画を策定し、施策を計画的に実施していくこととしています。

犯罪被害者等基本法	目的	犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。
	基本理念	○すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する ○被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を講じる ○犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく支援を行う

また、県においては、令和 2 年に「高知県犯罪被害者等支援条例」施行し、県、市町村、民間支援団体等の関係機関が一層の連携を図り、必要な支援を被害直後から途切れることなく行うことができる体制の構築等を目指しています。

さらに、この「高知県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪に遭われた人やその家族の経済的な負担の軽減、切れ目のない支援体制の構築等を盛り込んだ、「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」を令和 3 年に策定しています。

■高知県が目指す姿■

犯罪の被害に遭われた方々に、必要な支援を被害直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し、支えることで、
誰もが安心して暮らすことができる地域社会。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

地域福祉を推進していくためには、その地域に住んでいる人、地区会をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、学校、企業等、すべての人が福祉活動の担い手となりますが、担い手不足が問題になっています。行政だけではなく、住民を含む地域全体で人材発掘に向けて取り組む必要があります。

また、これらの人や団体が町内関係機関と連携して、住民の誰もが住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、それぞれの立場の意見を取り入れながら、地域の課題解決に向けた情報交換を積極的に行い、住民自らによる地域福祉活動の育成や支援を進めます。

2. 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、住民、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、広報紙やホームページ等を通じて、計画を広く住民に周知し、普及に努めます。

3. 計画の進行管理と評価

本計画を地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し、推進していくためには、定期的に住民の意見を抽出する場を持ち、計画の達成度を評価し、一定期間をおいて計画を見直す必要があります。

計画に基づく重点施策の進捗状況や達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCAサイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの推進に努めます。

第6章 参考資料

1. 田野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、田野町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、田野町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他地域福祉に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 副委員長は、各委員の承認を得て、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 計画の策定に当たり、専門的知識を有する者（アドバイザー）を置くことができる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営及びその所掌事務に係る特定の事務について調査審議し、委員会に付する事項を検討するため作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行する。

(召集の特例)

2 最初に召集される委員会は、第6条の規定に関わらず町長が招集する。

2. 田野町地域福祉計画策定委員会名簿

任期：令和6年9月9日～令和7年3月31日

N0	氏 名	区 分	備考
1	村上 勝己	行政職員	委員長
2	須藤 史代	NPO法人職員	
3	平高 正則	民生児童委員協議会会長	
4	南 寿雄	社会福祉協議会会長	副委員長
5	坂口 亮	介護事業関係者	
6	山本 恵美子	人権擁護委員	
7	前田 浩二	人権擁護委員	

発行：田 野 町 住 民 福 祉 課

〒781-6410 高知県安芸郡田野町 1828 番地 5

電話 0887-38-2812（直通） FAX 0887-38-2044

